

繊維産業の現状と政策について

2024年5月
経済産業省
製造産業局 生活製品課

※本資料に掲載する支援策の最新情報については、各支援策のHP等をご確認ください。

1. 繊維産業の現状

2. サステナビリティへの対応

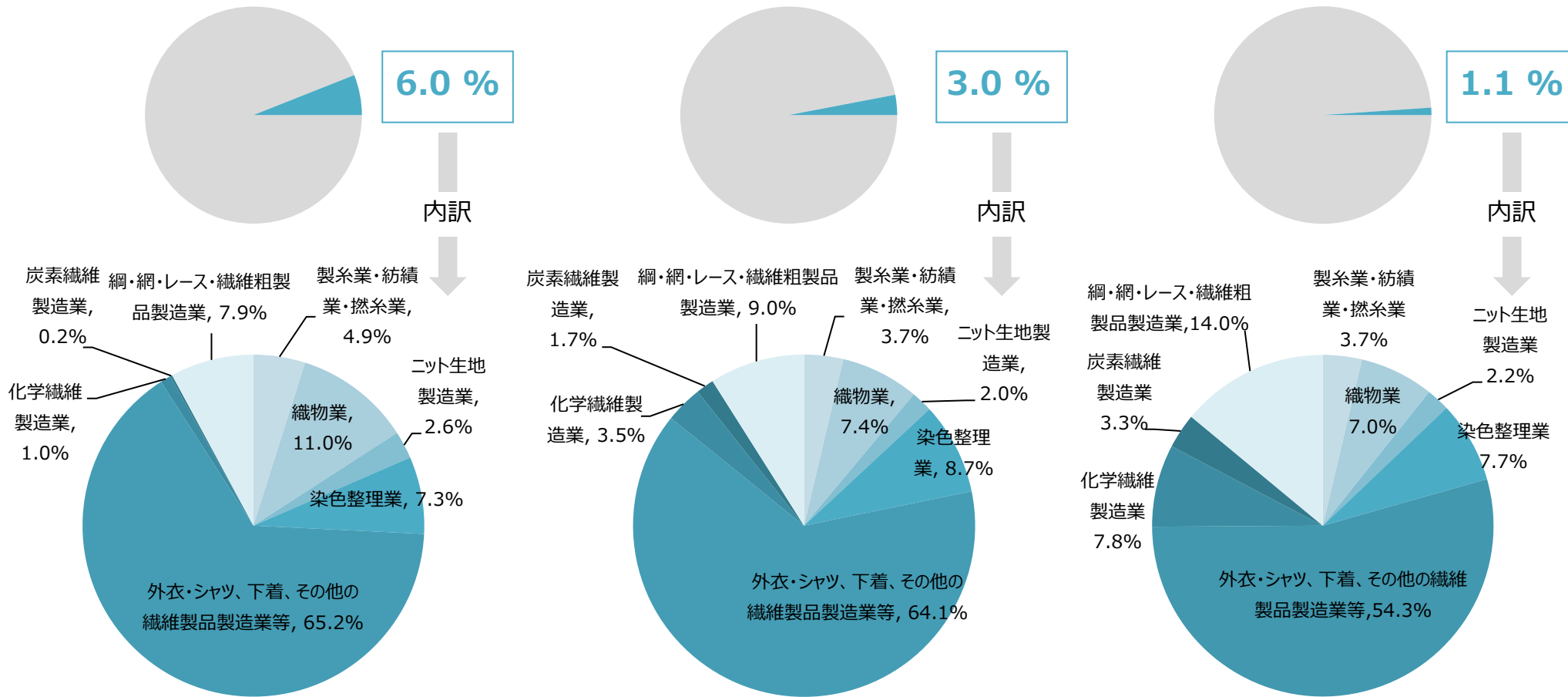
3. 特定技能・取引適正化・労働環境整備

4. 施策紹介

製造業に占める繊維産業の位置づけ

- 繊維産業は全製造業のうち6.0%の事業所数、3.0%の従業員数を占める産業。

■事業所数 約1.3万（2021年） ■従業者数 約23.1万人（2021年） ■出荷額 約3.7兆円（2021年）



※ 1. 個人経営を除く全ての事業所が対象。

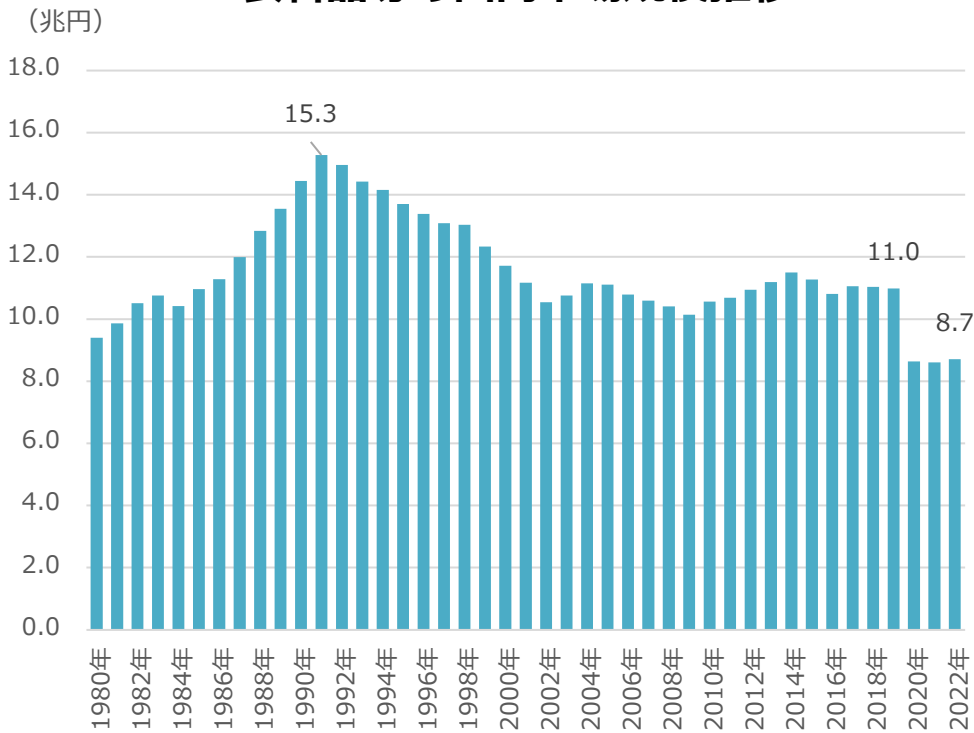
※ 2. 繊維工業は、製糸業、紡績業、ねん糸製造業、繊維物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業を含む。

出典：総務省・経済産業省「経済構造実態調査 製造業事業所調査」（2022）。

我が国の繊維産業における市場規模、生産量の推移

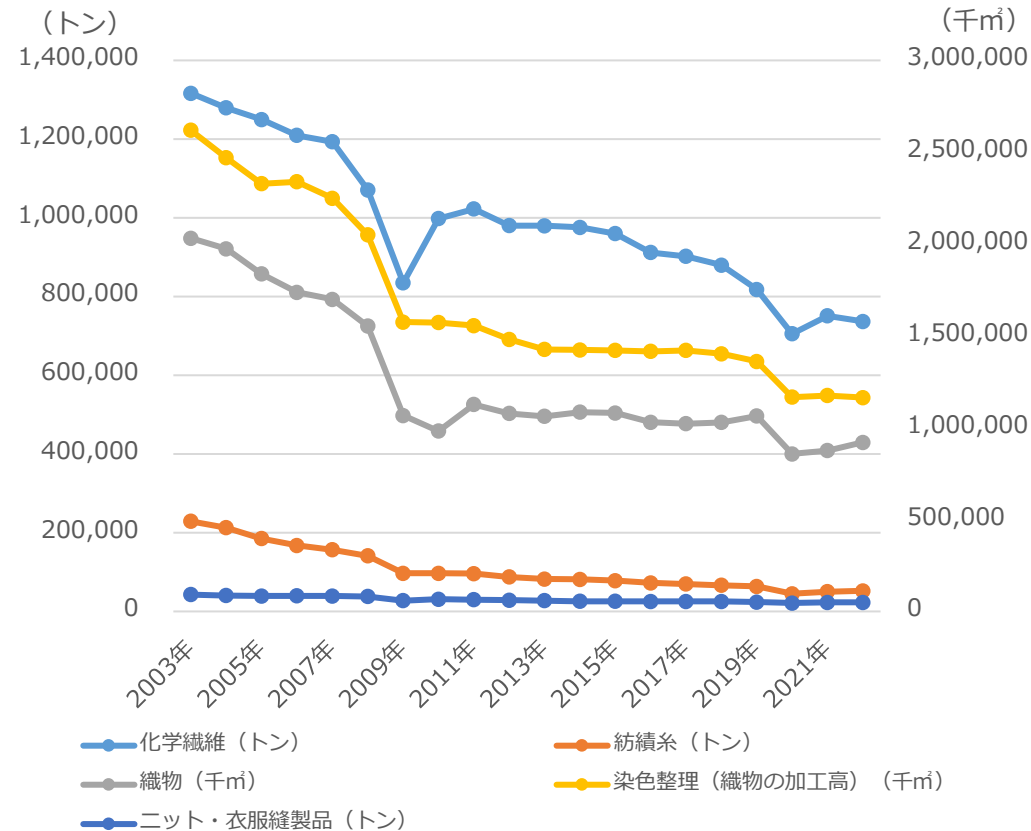
- 衣料品等の国内市場規模は、1990年代に入り減少傾向だったが、2000年代以降は横ばいの状況。
- 2020年以降は新型コロナの感染拡大による外出自粛の影響を受け国内市場規模は減少したものの、2022年でもコロナ前までの市場規模まで回復していない。

衣料品等の国内市場規模推移



資料：経済産業省「商業動態統計調査」（2022）
※ 繊維物・衣服・身の回り品小売業の推移

国内生産量等の推移

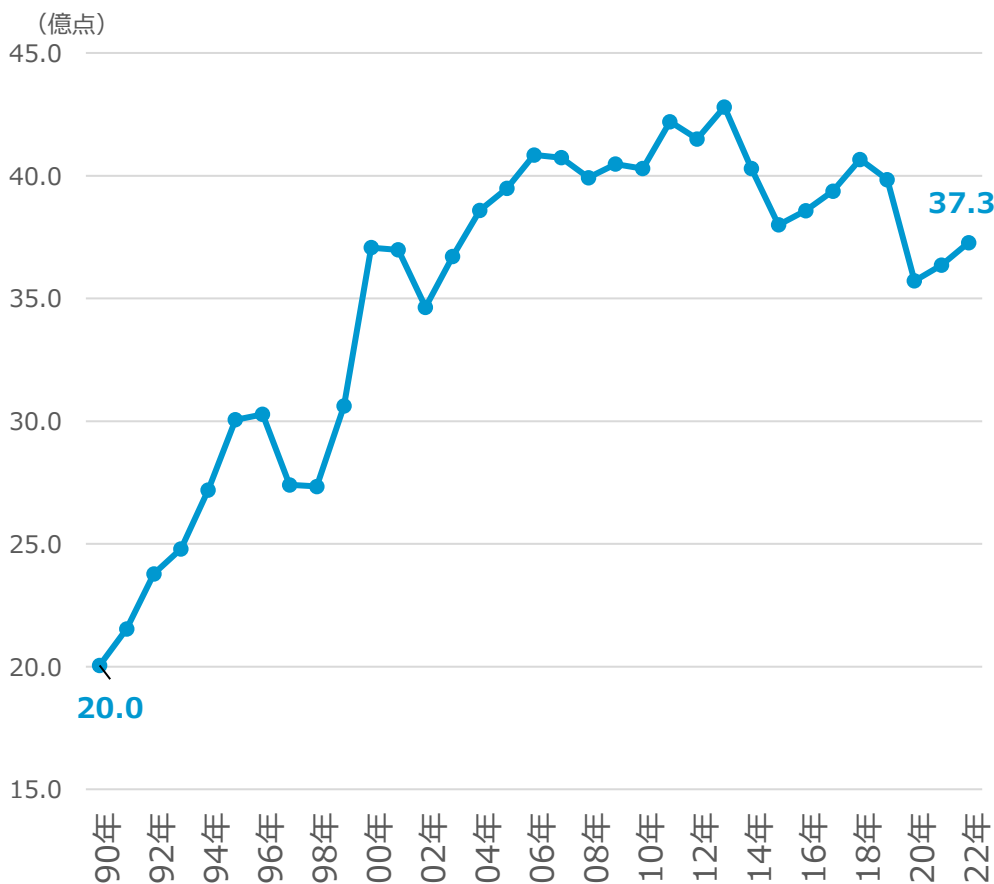


資料：経済産業省「生産動態統計調査」（2022）

国内供給量の推移、輸入浸透率

- 国内におけるアパレル供給点数は、1990年には約20億点だったが、**2022年には1.8倍以上に増加**。
- 2022年の輸入浸透率は数量ベースで98.5%であり、海外生産（輸入）の割合が高い。

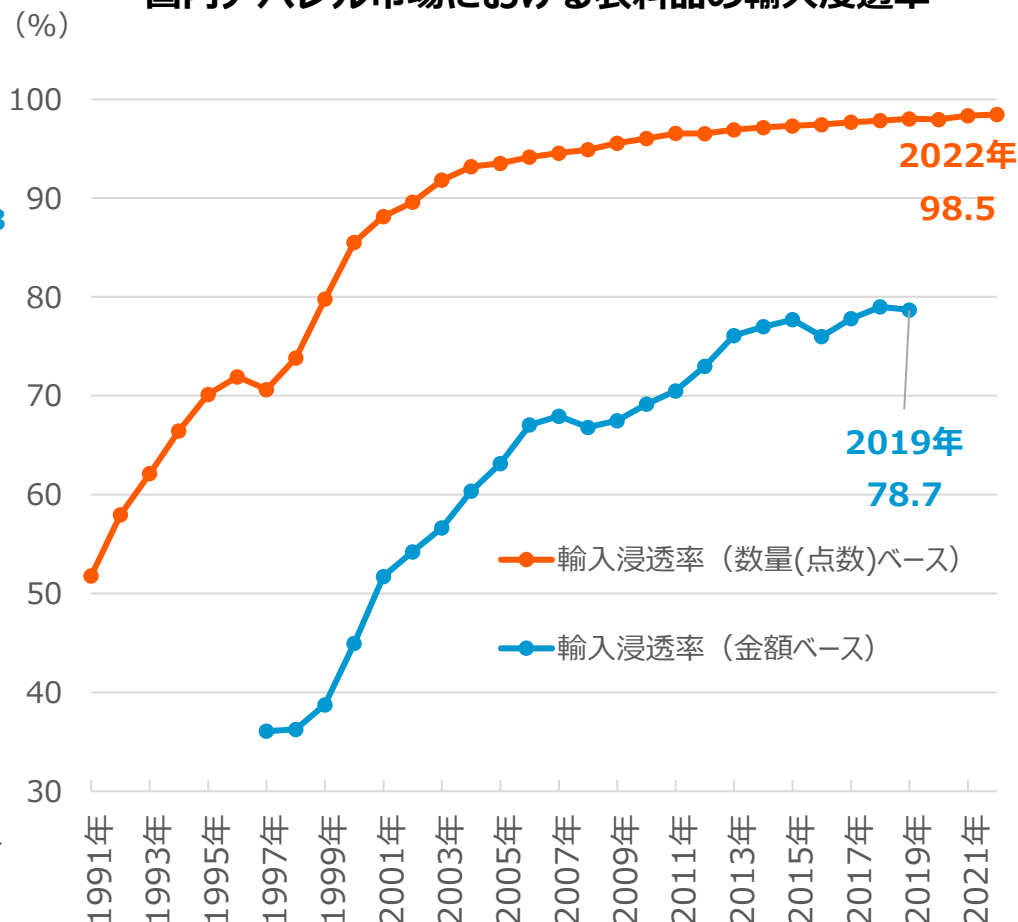
アパレルの国内供給点数



出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1991-2023）

※国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、
従業者30名以上の企業の数値のみを計上

国内アパレル市場における衣料品の輸入浸透率

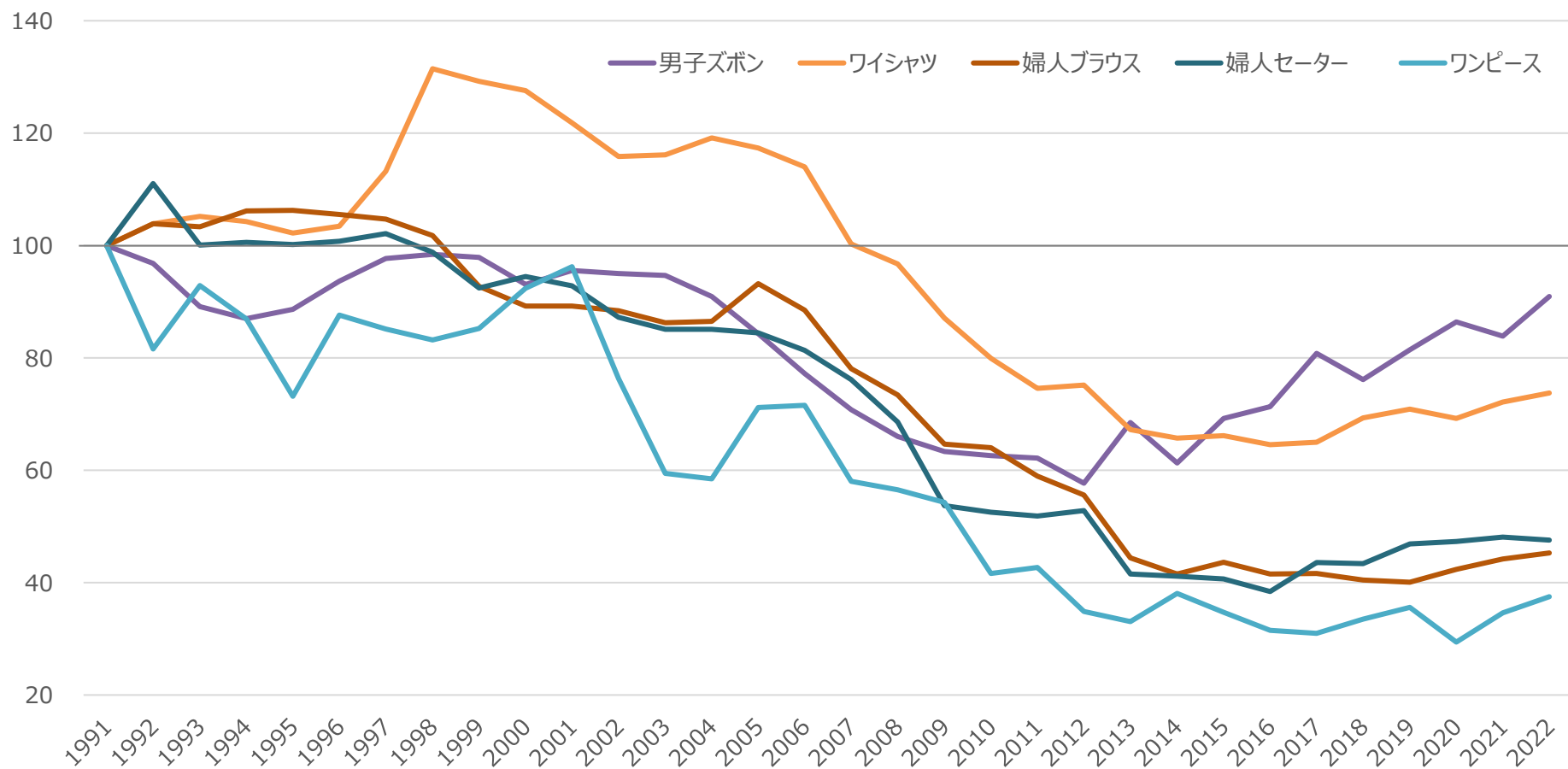


出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1992-2022）

国内市場における衣料品の小売価格の推移

- 東京都区部における衣料の小売価格は、1991年の値を100として推移比較した場合、この30年間で大きく下落。特に、婦人衣料（ブラウス・セーター・ワンピース）の下落が大きい。

主要衣料品の東京都区部での小売価格の推移

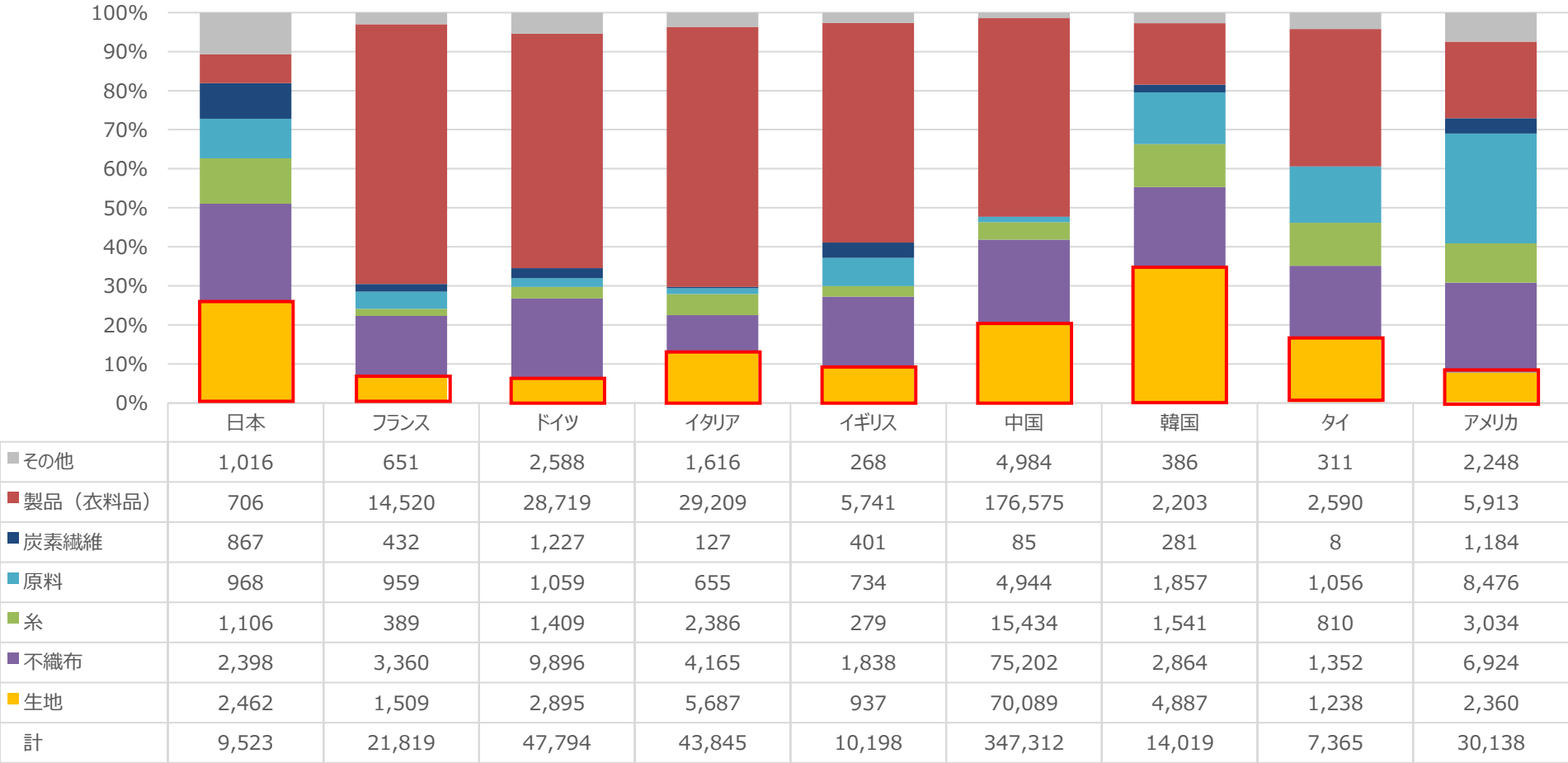


出典：総務省「小売物価統計調査」を元に経済産業省作成
※1991年の価格を100としたときの推移

各国の繊維製品の輸出内訳

● 日本の繊維製品の輸出品目は、他国と比較して「生地」の占める割合が大きい一方で、製品（衣料品）の割合は小さい。

主要国における繊維・繊維製品輸出内訳（2021年）



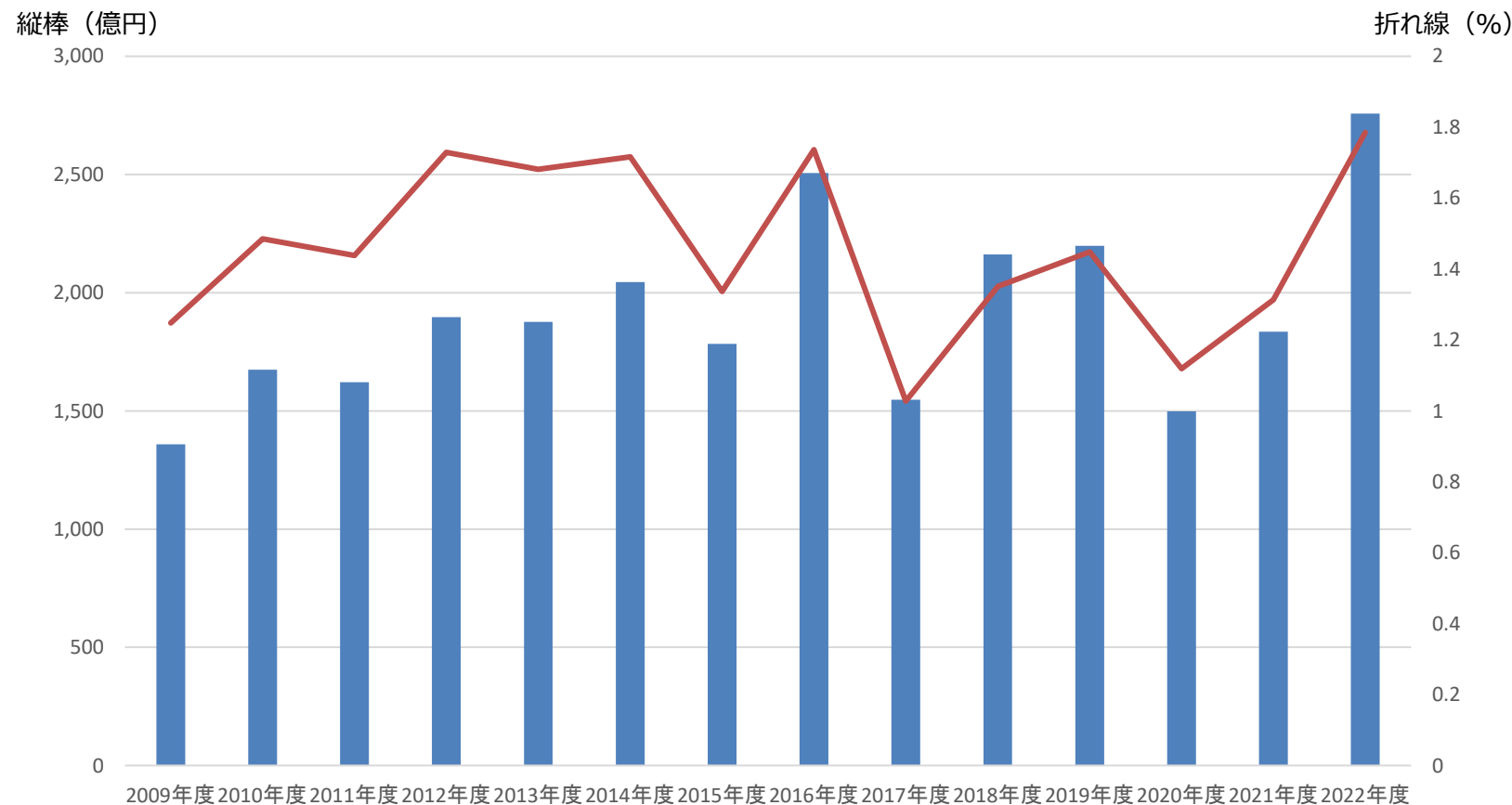
※ 1. 原料： 繭、羊毛、綿、亜麻、合成繊維、再生繊維、半合成繊維等

※ 2. その他： フェルト、絨毯、工業用繊維製品、毛布、ベッドリネン等

繊維産業における設備投資の状況

- 繊維工業における設備投資額は、毎年1,500億円から2,500億円、製造業全体に占める割合は1.0%から1.8%で推移。2022年度は2,757億円で、過去20年間で最高額となった。

繊維工業におけるソフトウェアを除く設備投資（当期末資金需給）と製造業全体に占める割合

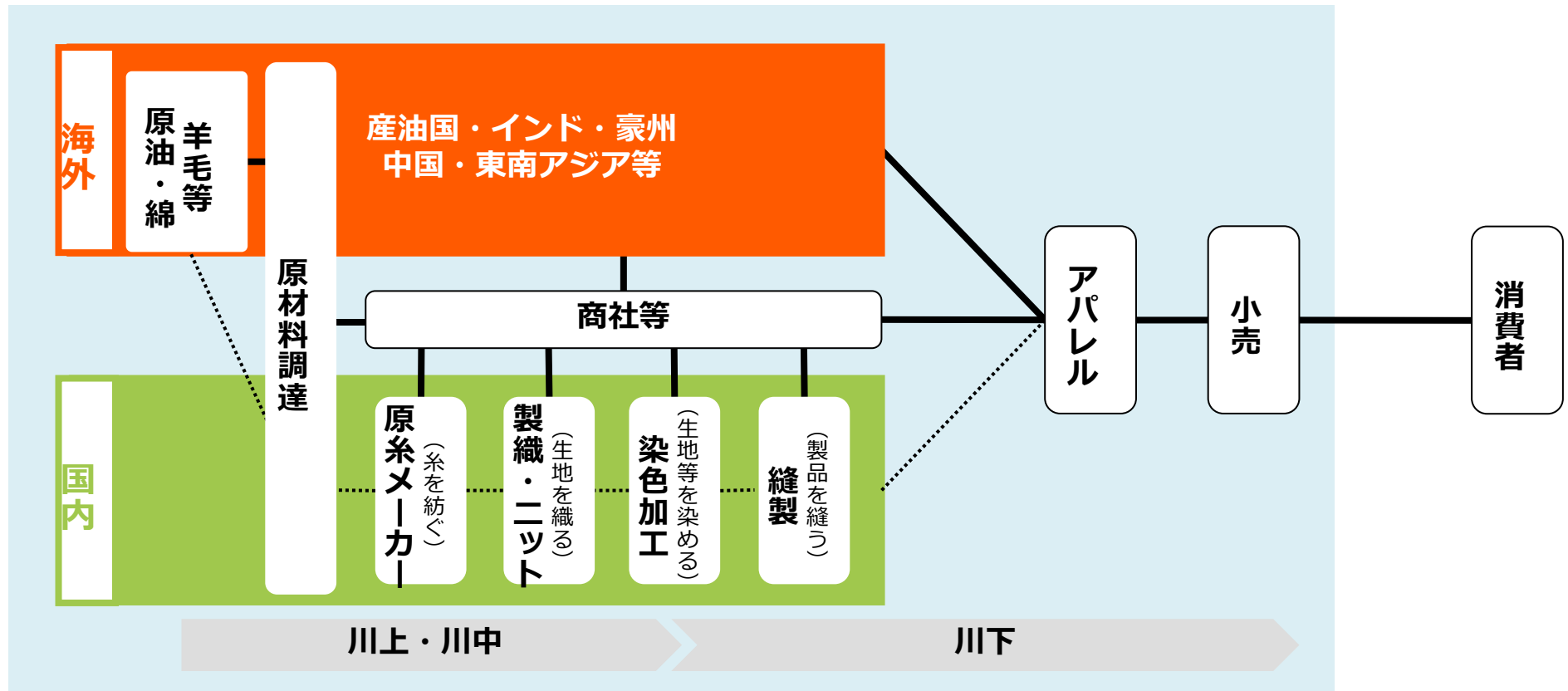


出典：財務総合政策研究所「法人企業統計調査」（2022年）

繊維産業のサプライチェーンの特徴

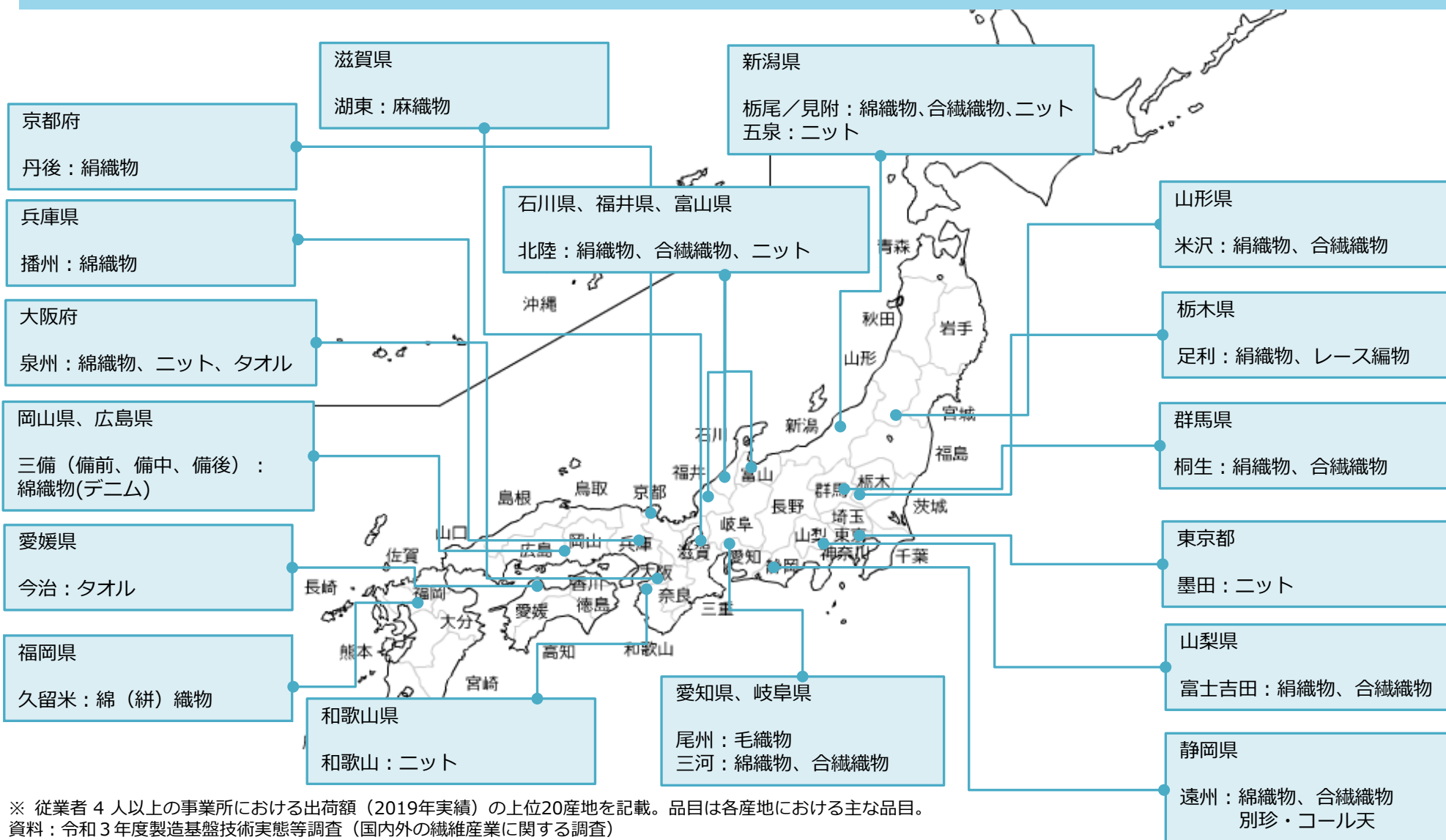
- 国内の繊維産業は、原糸の製造、生地^①の製造、生地等の染色加工、縫製の各工程が分業構造となっているのが特徴。
- 日本の素材は海外ブランド等から高く評価される一方で、アパレルは中国・東南アジア等からの輸入依存が強くなり、国内繊維産業との結びつきが希薄化。

日本の繊維産業の典型的なサプライチェーン



繊維産業における主な産地

- 繊維産業における特徴の1つは、特定の地域に生産が集中し、産地を形成していることである。こうした産地における技術伝承・活性化等が重要となる。



1. 繊維産業の現状

2. サステナビリティへの対応

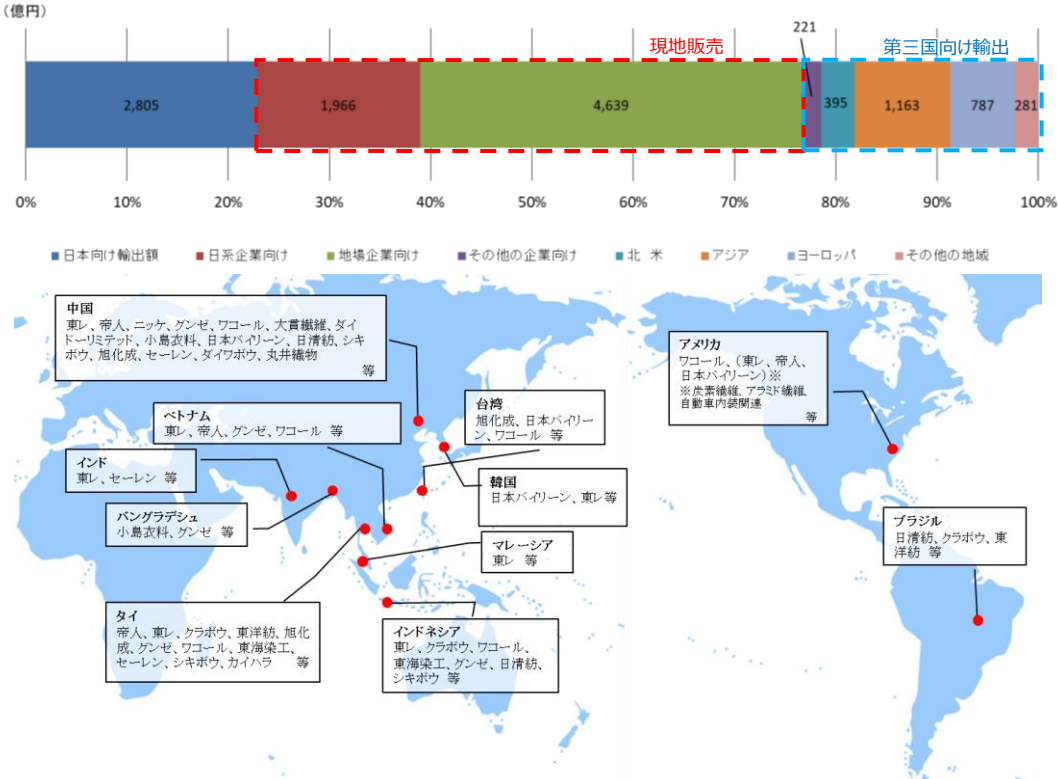
3. 特定技能・取引適正化・労働環境整備

4. 施策紹介

繊維製品におけるサステナビリティ推進の動き

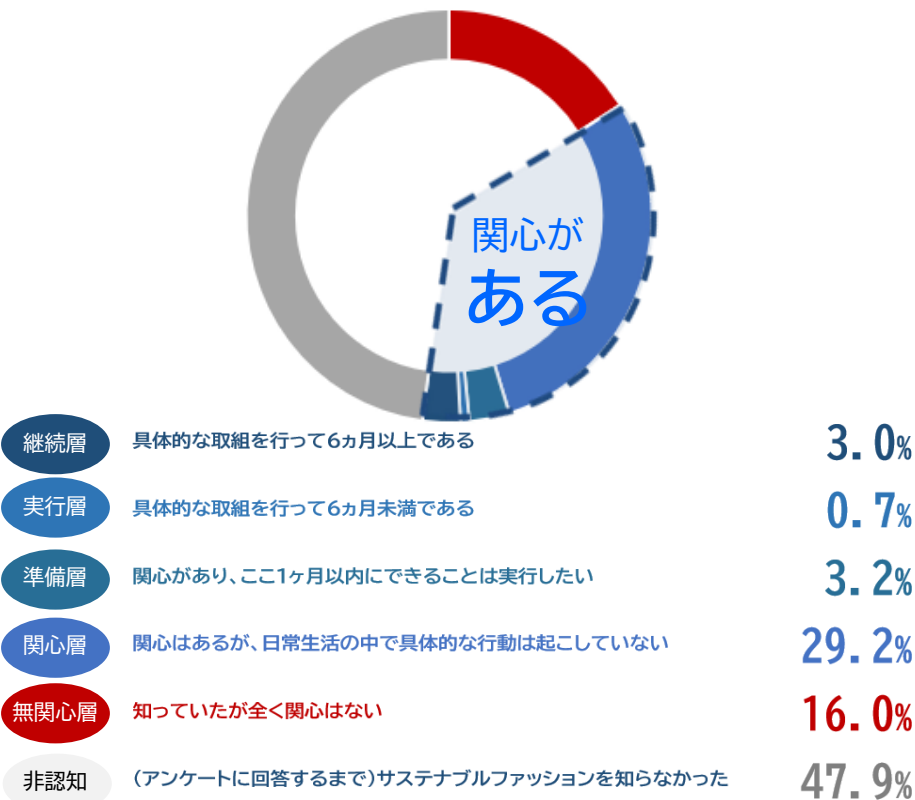
- 繊維産業は、エネルギーや水等の使用による環境負荷が大きいとの指摘もあり、ファッションにおけるサステナビリティに対する関心が高まっている。
- 他方、我が国の繊維企業が企画・製造する繊維製品は、海外拠点での生産の割合が高く、我が国への輸入の他、欧州等の第三国への輸出も多く、国際展開によって産業競争力を維持してきた。
- 今後、我が国の繊維産業が、グローバルに産業競争力を維持・強化していくためには、環境負荷の低減や人権への配慮等が不可欠。

我が国の繊維産業企業の現地法人での売上高の内訳と海外進出状況



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」(2023)
東洋経済新報社「海外進出企業総覧」(2023)

サステナブルファッションの認知と関心



出典：環境省調べ（調査期間：2023年1月3日～1月10日）12

欧州等のアパレル企業等における取組

- 既に欧州等の一部のアパレル企業では、先行的に人権や環境等に配慮した製品づくりを打ち出している。

	2020年	2025年	2030年
パタゴニア	リサイクルした原料、再生可能な原料のみを使用		
アディダス	可能な限りリサイクルポリエステルを使用		
インディテックス	綿・リネン・PETはオーガニック・サステナブル・リサイクル済みに100%切り替え		
H&M	リサイクルまたはその他のよりサステナブルな素材のみを使用		

出典：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 技術戦略研究センター調べ



H & Mがスウェーデンの旗艦店で導入した店内型リサイクルシステム



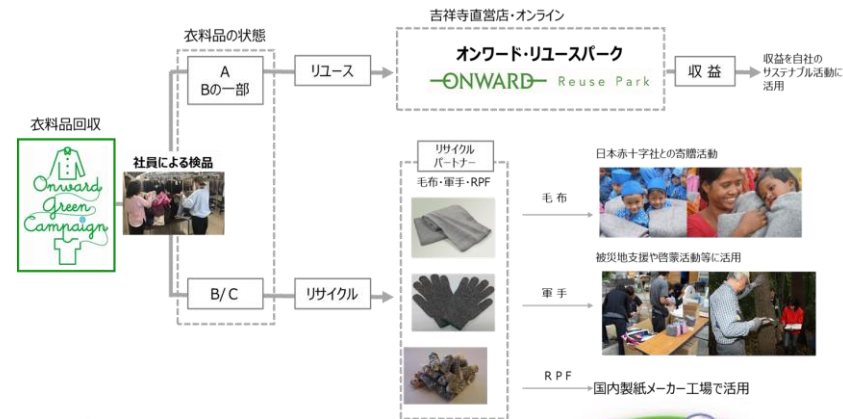
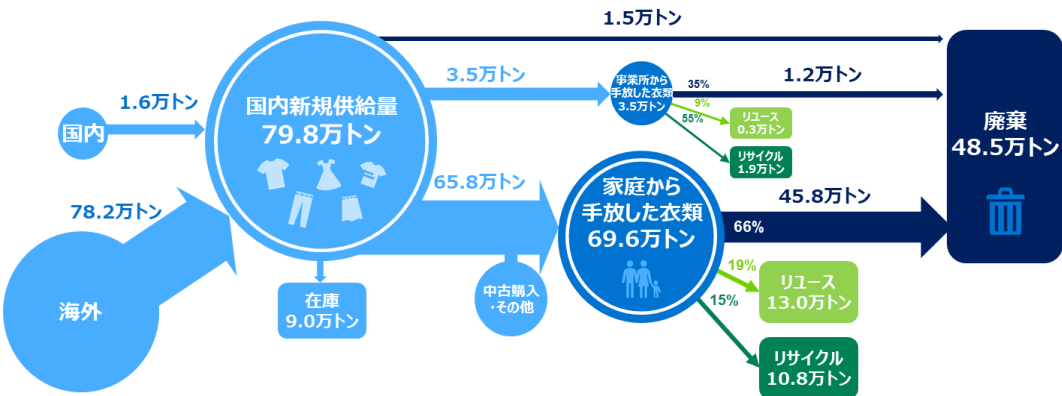
パタゴニアにおけるリサイクル原料使用製品の表示の一例

我が国における繊維製品の資源循環の現状

- 現在（2022年）、年間約73万トンの衣類が使用後に手放され、手放された衣類の約35%がリユース（17%）、自動車の内装材や産業用ウエスといった産業資材等へ利用（18%）されているが、残り（約65%）は廃棄されている状況。
- 衣料品を長く着るための衣料品の補修サービスや古着市場でのリユース、新たな価値を付与するアップサイクルなどの取組が進展。衣料品を原材料とした産業用資材等への利用についても、新たな活用方法を模索しているところ。
- こうした既存の取組を支援しつつ、衣料品の廃棄量を低減させていくことが重要。

2022年版 衣類のマテリアルフロー

（出典：環境省 令和4年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務）



国内の繊維産業企業による資源循環の取組

（右上）株式会社オンワード樫山の取組
出典：株式会社オンワード樫山「衣料品循環の実現に向けた取り組み～オンワード・グリーン・キャンペーン～」
（経済産業省「第2回繊維製品における資源循環システム検討会」資料4）（2023）

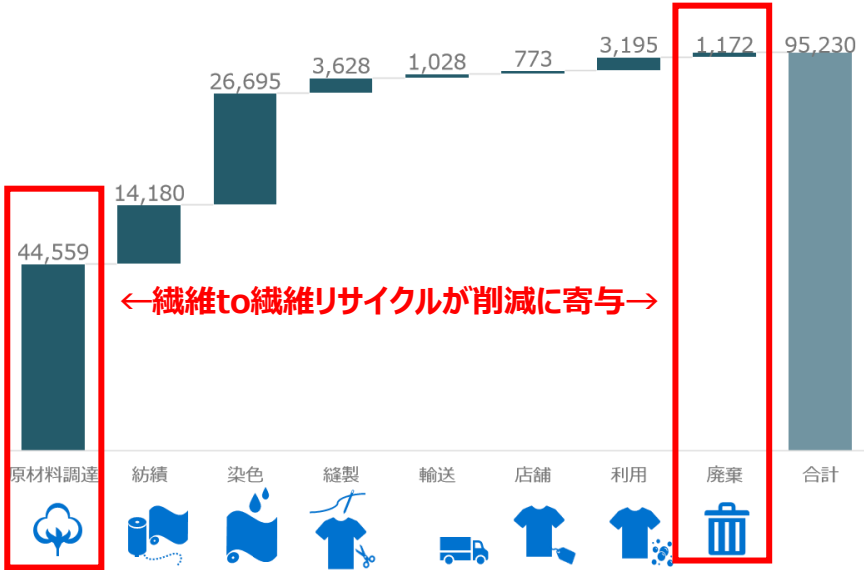
（右下）倉敷紡績株式会社の取組
出典：倉敷紡績株式会社「廃棄衣料を新たな資源にするアップサイクルL∞PLUSの取り組み」
（経済産業省「第1回繊維製品における資源循環システム検討会」資料7）（2023）



繊維から繊維の水平リサイクル推進の必要性

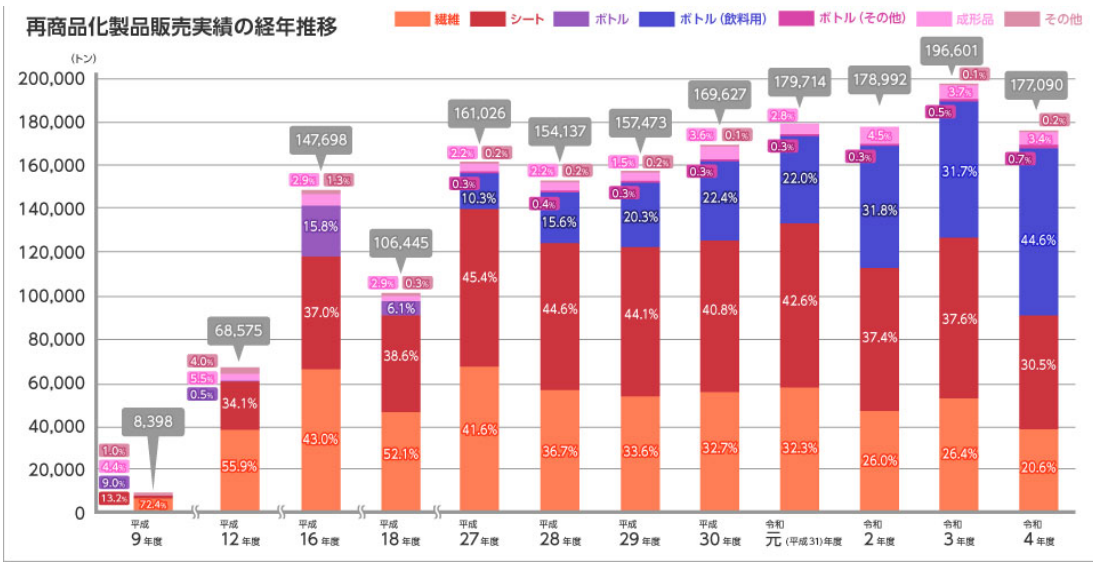
- 他方、衣料価値の低下等による将来的な古着ニーズの減少や、国内工場の減少による産業用途としての需要の増加も見込めない中で、**故衣料品の廃棄量の削減には、新たな需要が必要**。
- 従来、リサイクル繊維は**廃ペットボトルを再生利用したものが主流**だったが、再生ペットボトル原料としての需要増加に伴い、**繊維原料に再生される廃ペットボトルは減少**。
- **故衣料品を原料とした繊維から繊維への水平リサイクル（繊維to繊維リサイクル）**を推進することで、**国内の故衣料品の廃棄量削減**や、原材料調達・廃棄で発生する二酸化炭素排出量を削減し、**環境負荷の低減**を目指す。

国内に供給される衣料品のライフサイクルCO2排出量



出典：環境省「令和2年度ファッションと環境に関する調査業務」（2021）

廃ペットボトルのリサイクル用途別販売実績の経年推移（2022年）

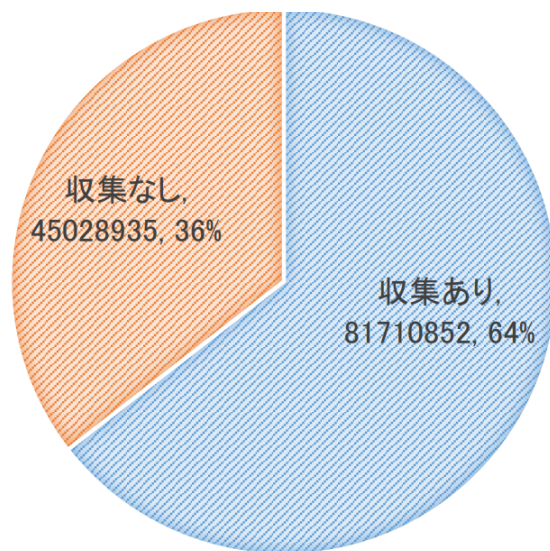


※図表における廃ペットボトルは自治体回収によって集められたものの総数であり、事業者等における回収により収集された分を含まない。

国内における衣料品の資源回収の状況

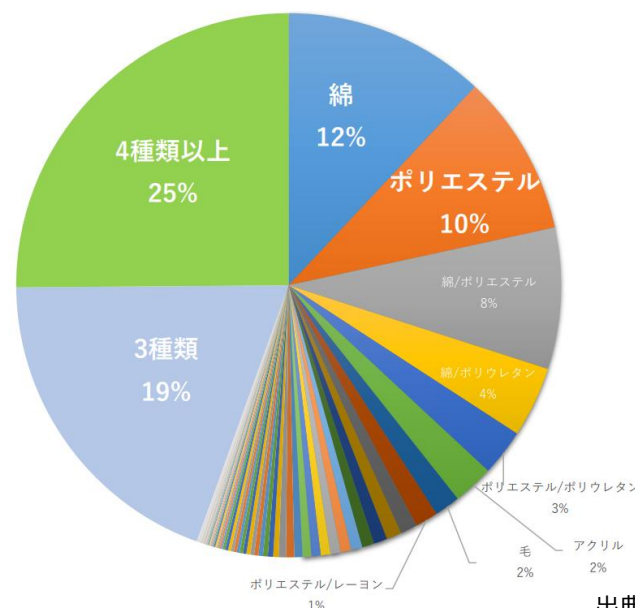
- 産業用ウエスや反毛の需要の低下等に加え、自治体へのヒアリングでは、リユース品の価値の低下や、新規回収にはコストがかかること、食品ロス・プラスチック削減等の課題に比べ優先度が劣るなどの課題もあり、人口ベースで約4割の自治体で衣料品の回収ができていない状況。
- また、衣料品は混紡品が多く、現状のリサイクル技術では対応が困難。加えてファスナーやボタンなどの副資材も含めると、リサイクル可能な衣料品が限定的であることから、リサイクルしやすい設計としなければ、供給先を増やすことはできない。

布類回収状況（人口比）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（2021）

手放された衣類の素材別割合（行政回収）



単一素材：約27%
2種素材：約28%
3種素材：約19%
4種以上：約25%

出典：環境省（ナカノ株式会社協力）調べ
調査期間：2022年12月7日～2023年1月13日 計20日間
調査量：3479kg

神奈川・東京・静岡の行政回収品から単一素材、2種素材、3種素材をそれぞれ調査、4種以上は一括り

欧州における資源循環に向けた取組

- 欧州委員会は2022年3月に「持続可能な循環型繊維戦略」を公表。2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル済み繊維を大幅に使用し、危険な物質を含まず、労働者の権利などの社会権や環境に配慮したものにする、との目標を掲げている。
- 我が国の繊維産業が、引き続き、国際競争力を維持し続けるためには、欧州等における環境配慮や繊維リサイクルに適合した取組を支援しつつ、我が国が世界に先駆け繊維リサイクルシステムを構築し、欧州等のルール形成にも貢献していくことが重要。

「持続可能な循環型繊維戦略」の提言

- **デザイン要件の設定**
エコデザイン規則案の施行後に、易リサイクル性、リサイクル済み繊維の混合等の要件を設定。
- **情報提供の強化**
エコデザイン規則案の一部として「デジタル製品パスポート」を導入。環境面での情報提供を義務化。
- **過剰生産・過剰消費をやめる**
ファストファッションは持続的でなく、「時代遅れ」と指摘。循環性原則に基づいたビジネスモデルへの転換。
- **未使用繊維製品の廃棄をやめる**
エコデザイン規則案において、未販売や返品された繊維製品の廃棄の抑制策として、廃棄や処分に関する情報開示を義務づけ。場合によっては廃棄禁止も検討。
- **拡大生産者責任の見直し**
廃棄抑制や再利用準備などに向けた費用の徴収におけるエコモデュレーションを導入。また、繊維製品廃棄物の再利用準備とリサイクル目標の義務化も検討。
- **グリーンウォッシュ対策**
真に持続可能な繊維のための環境に関する主張の信頼性確保の重要性。

繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway

- **欧州委員会**はステークホルダーとともに、「繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway」を共創するプロセスを2022年から開始。ステークホルダー、業界団体、NGO、行政機関等が参加するワークショップ等も開催し、2023年6月に公表。
- Transition pathwayは、8つのブロックから構成されており、環境とデジタルへの移行と繊維エコシステムの長期的な回復力と競争力をサポートするための、50の具体的なアクションが記載されており、誰（EU、加盟国、ステークホルダー、産業界等）がいつまで（短期：いますぐ、中期：2030年までに、長期：2040年までに）にアクションを開始すべきかを定義。

「繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway」における具体的なアクション（抜粋）

具体的なアクション例	アクター	いつまで	具体的なアクション例	アクター	いつまで
持続可能な競争力（Sustainable Competitiveness）			研究開発、技術的解決（R&I, Techniques and Technological Solutions）		
安全で持続可能な設計の化学物質や材料の普及を促進し、EUエコラベルの認知度と普及を促進。	EU/加盟国/産業界	短期/中期	ホライゾンヨーロッパの下で、繊維産業に関する研究開発に対する重点的かつ一般的な支援の可能性を探る。	EU/加盟国/産業界	短期/中期
規制とパブリック・ガバナンス（Regulation and Public Governance）			インフラ構築（Infrastructure）		
デジタル製品パスポートを通じて、繊維バリューチェーンにおけるトレーサビリティと透明性を向上させる。	EU/加盟国/産業界	短期/中期	2025年1月から始まる、繊維廃棄物の分別収集を含む廃棄物枠組指令の実施。	加盟国/産業界	短期

出典：European Union「Transition Pathway for the Textiles Ecosystem」(<https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2024-03/Report%20on%20stakeholder%20pledges%20and%20commitments.pdf>) より仮訳

フランスにおける衣料品の情報開示事例

- フランスでは、2023年1月1日に施行された「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令」でリサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有を情報提供事項として義務づけ。

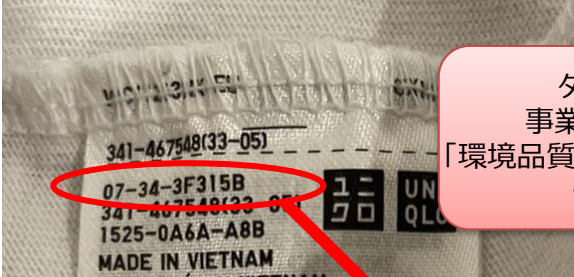
2022年4月29日付政令第2022-748号の概要

対象事業者	製造業者、輸入業者、ディストリビューターやオンラインでの販売を含む市場投入者
義務化の要件	対象となる全ての製品の、（1）フランスでの前事業年度の年間売上高と、（2）フランスへの年間市場投入数（製品数）がともに閾値を超える場合
対象となる製品	家庭用包装、印刷紙、電気・電子機器、建設資材、電気・蓄電池、健康や環境に重大なリスクのある家庭用化学品、家具、衣類、靴など。
消費者へ提供すべき情報（衣類の場合）	リサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有
情報提供の義務を怠った場合の行政罰	自然人は3,000ユーロ、法人は1万5,000ユーロを上限とする行政罰

※閾値は段階的に引き下げられることになっており、具体的には以下の通り。

引き下げの期日	(1) 年間売上高 (€)	(2) 市場投入数 (個)
2023年1月1日以降	5,000万	2万5,000
2024年1月1日以降	2,000万	1万
2025年1月1日以降	1,000万	1万

ユニクロの情報開示の例



タグに記載の10桁の英数字を、事業者のwebサイトに掲載されている「環境品質と特性に関する製品シート」に入力するとその製品の情報が表示される

Fiche produit relative aux qualités et caractéristiques environ

Rechercher la Référence du produit	
Référence du modèle	
Rechercher la Référence du modèle	
Nom du produit	商品名
T-Shirt Graphique UT Chainsaw Man x Kosuke Kawamura	
Traçabilité	
トレーサビリティ	
Tissage / Tricotage	織り・編み・ステッチ
Piquage (chaussures)	Vietnam
Teinture et Impression	ベトナム
Montage (chaussures)	Vietnam
Confection	ベトナム
Finition (chaussures)	Vietnam
仕立て・仕上げ	ベトナム
Matière(s) recyclée(s)	
リサイクル素材	Produit ne contenant pas de matières recyclées
リサイクル材料は含まれていません	
Rejette des microfibres plastiques dans l'environnement lors du lavage	
洗濯中にマイクロプラスチックが環境中に放出されます	
Composition	組成
CORPS/ 100% COTON CÔTE/ 71% COTON 29% POLYESTER	
本体/コットン100%/側面/コットン71%/ポリエステル29%	

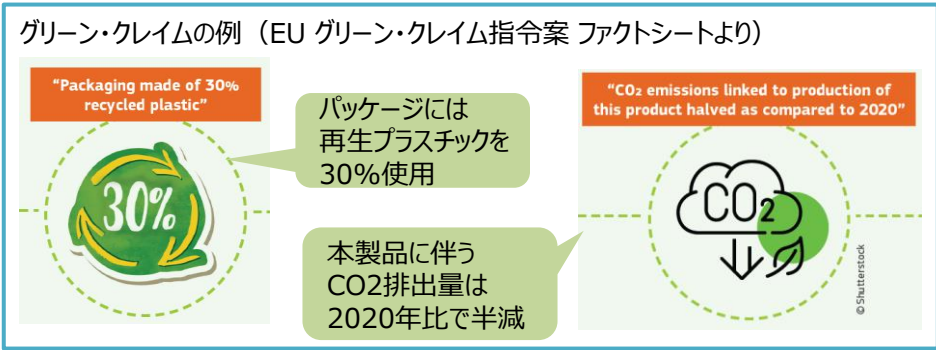
出典：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「2023年1月からリサイクル素材の利用率などの情報提供を義務付け」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/147a98cead18376d.html>
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩（フランス）」
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>
なお、条文については、フランス共和国Webページ（<https://www.legifrance.gouv.fr/>）を参考に仮訳を施している。

フランス・欧州におけるグリーンウォッシュ規制の動向

- フランス・欧州において、実態を伴っていないにも関わらず環境に配慮した製品・サービスであると見せかける（消費者に誤解を与える）「グリーンウォッシュ」を規制する動きが加速。

フランス 2022年4月29日付政令第2022-748号

- 2023年1月1日に施行されたフランス政令第2022-748号「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令」において、リサイクル素材の利用率やトレーサビリティ等について情報開示を義務づけ。さらに、
「生分解性(biodegradable)」
「環境に優しい(respectueux de l'environnement)」
及び、これに類する表現を記載したラベリング・表示を禁止。



EU グリーン・クレイム指令案

- 2023年3月22日にEUが発表した「環境訴求に関する共通基準を設定する指令案」では、企業が満たすべき環境訴求の最低要件を導入し、グリーンウォッシュの防止を目指す。
- 企業が消費者向けに、自社製品・サービス・組織が「環境に優しい」ことをラベリングする場合には、消費者に誤認を与えないよう、以下のような情報を用い、QRコード等を活用して消費者へ詳細な内容の開示をするよう定めている。
 - ・ 科学的根拠に基づき立証されたものであること
 - ・ 適切な比較がなされていること
 - ・ 第三者の検証を受けたものであること 等
- 本指令は、EU向けにEU域外で生産活動等を行う企業も対応を求めるとしている。
- 今後、EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会で審議され、承認手続きに入る予定。その後、EU各国はグリーン・クレイム指令の発効から18か月以内に同指令に沿った国内法規制を制定し、その後6か月以内に施行することが定められている。

出典：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）「欧州委、環境訴求で科学的根拠に基づく立証と外部検証を義務づける法案発表」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/fb350ed02bc96bde.html>

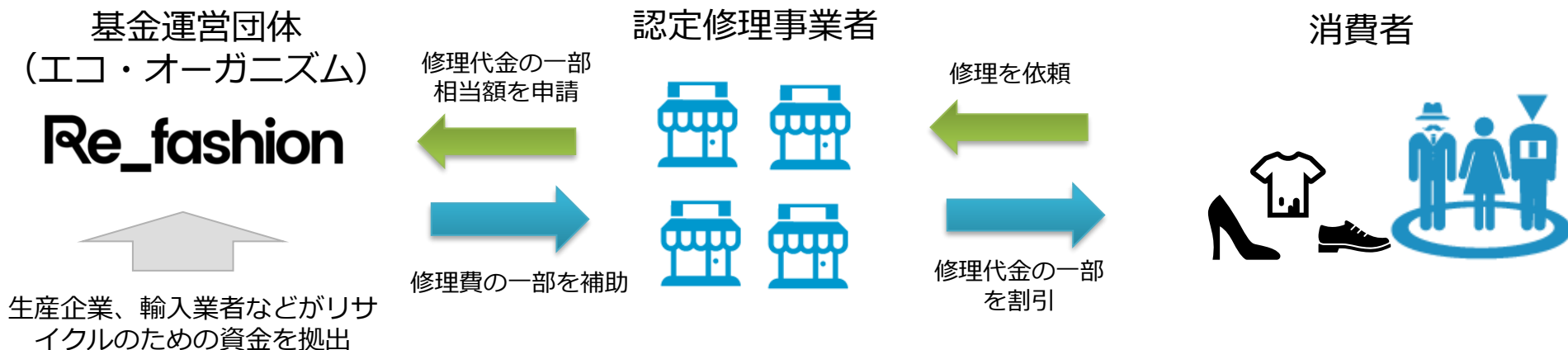
Factsheet on European Green Claims <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/6e582a05-c894-11ed-a05c-01aa75ed71a1/language-en>
European Commission Green claims https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy/green-claims_en

フランスの衣類・靴の修理費用支援制度

- 2023年7月11日、フランス政府は、衣類・靴の修理費用を支援する制度を、2023年10月から開始する旨発表。消費者にリペアによる長期利用を奨励し、修理される衣類・靴の量を、2028年までに35%に引き上げることを目指す。
- 循環経済法（2020年2月施行）において、エコ・オーガニズム（注）に対し、生産者や輸入業者が支払うリサイクルのための拠出金をもとに、修理促進のための基金の立ち上げを義務付け。当該事業は、この基金によって、エコ・オーガニズムである「**Refashion**」が運営予定。
（注）拡大生産者責任の枠組みの中で、国の認可を得てリサイクルや廃棄物の管理を行う非営利団体。

修理費用支援制度の概要・スキーム

- 実施・運営主体：Refashion（衣類・靴・リネンのエコ・オーガニズム）
- 予算額：1億5,400万ユーロ（2023～2028年の5年間）
- 補助額：修理の複雑さにより6～25€（靴のかかと修理（7€）、靴の裏地張り替え（25€）等）



衣料品の廃棄禁止に関する欧州等の制度動向

- EUでは繊維製品の廃棄禁止を定める「エコデザイン規則案」が暫定的な政治合意に達した。
- 一方で、先行して廃棄禁止を国内法で規定するフランスでは、規制の効果を疑問視する報道もなされている。

EUエコデザイン規則案



EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会は2023年12月5日、未使用繊維製品の廃棄禁止を含む製品仕様における持続可能性要件の枠組みを設定する「エコデザイン」規則案に関して、暫定的な政治合意に達したと発表。

今後正式な採択を経て、施行される見込み。

今般の政治合意の内容

- 事業者は売れ残り消費財について、**廃棄した商品の数量とその理由を毎年報告**しなければならない。加えて、同規則案の**施行2年後**からは、**売れ残った衣料品、衣料用付属品、履物を対象に未使用製品の廃棄が禁止**される。
- 小規模企業（Small and micro companies）**は禁止規定の適用が**除外**されるほか、**中規模企業（medium size companies）**に対しては**施行から6年間の猶予期間**が認められる。
- ただし、欧州委には廃棄禁止規定の適用製品を規定する**委任法令**を**策定する権限が認められており、中長期的には繊維製品以外の製品グループ**に関しても**廃棄禁止規定が適用される可能性**がある。
- 現地報道では、**フランスやドイツが繊維製品などに限定した未使用品の廃棄禁止を求め、繊維業界を抱えるイタリアなどの反対を押し切った**としている。

フランスの国内状況



他の欧州諸国に先行して、フランスでは、
2020年2月に施行された循環経済法（AGEC法）第35条
（[LOI n° 2020-105 du 10 février 2020 relative
à la lutte contre le gaspillage et à l'économie
circulaire \(1\)](#)）
において、**2022年1月1日までに繊維製品の売れ残り商品の
廃棄を禁止、再利用やリサイクル、寄付を義務付けた。**
義務違反の際の罰金は1500€。

出典：European Parliament「Deal on new EU rules to make sustainable products the norm」
(<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231204IPR15634/deal-on-new-eu-rules-to-make-sustainable-products-the-norm>)

独立行政法人日本貿易振興機構

「EU、エコデザイン規則案で政治合意、未使用繊維製品の廃棄禁止へ」

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/ed09003e4ac32460.html>)

「EU理事会、エコデザイン規則案で合意、未使用繊維製品の廃棄禁止を目指す」

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/4daa35d637dd4941.html>)

「プラスチック、繊維製品の廃棄物削減に向けて進む官民の取り組み（フランス）」
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/1101/3392080adf7bb567.html>)

「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩（フランス）」

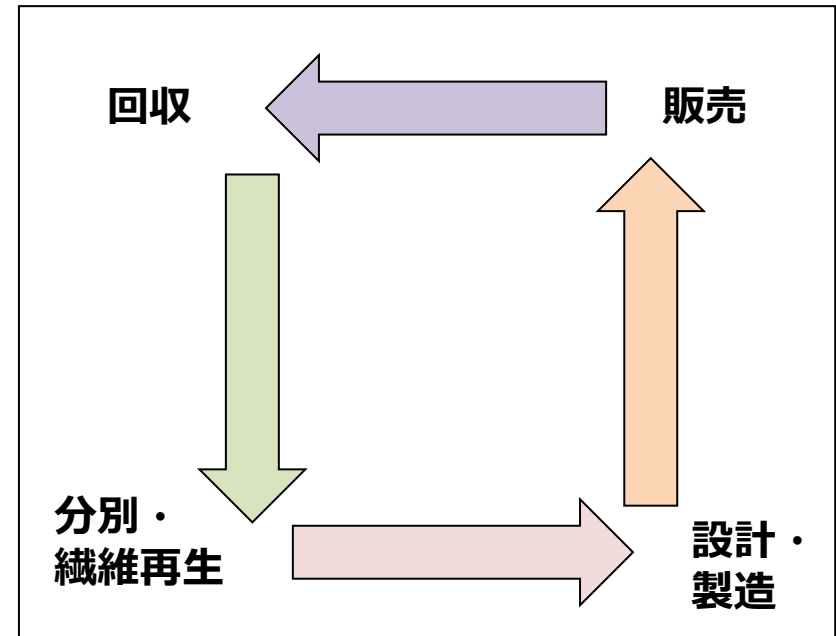
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>)

繊維製品の資源循環システム検討会

- 経済産業省では、我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくために、「繊維製品の資源循環システム検討会」を2023年1月に立ち上げ、資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性を整理。7回の議論を経て、2023年9月に報告書を取りまとめた。

- 繊維製品の資源循環システムを確立するためには、大きく「回収」「分別・繊維再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズで課題が存在。それらを並行的に解決していくことが不可欠。
- 国内における衣料品の回収、回収した衣料品の分別やリサイクル、繊維から繊維へのリサイクル・再生、リサイクル繊維等を活用した製品の販売時における国内法制度等の現状、技術的な課題、消費者への理解等について、諸外国の動向を踏まえながら整理が必要。

繊維製品の資源循環システムのイメージ



回収に関する課題と取組の方向性

現状と課題		取組の方向性	
生活者に対し、故衣料品が「資源」であることが十分に認識されていない	➡	<u>国・自治体・事業者による普及啓発</u>	環境整備
利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない	➡	<u>回収拠点のより一層の整備</u>	環境整備
「専ら物」に関する自治体の理解促進	➡	自治体の <u>グッドプラクティスの収集・整理</u> リサイクル技術を有する事業者の <u>自治体等への発信の仕組みの整備</u>	周知・広報
産業廃棄物である企業ユニフォーム等に関しては、 広域認定制度を活用した回収を行うことも、 故衣料品の回収率を向上させるために重要	➡	<u>広域認定制度の周知と制度活用</u> に向けた検討	周知・広報
回収された故衣料品を再利用・再生利用へと 確実に繋げることが重要	➡	事業者等の <u>故衣料品等を循環利用する計画の認定と</u> <u>認定事業者に対する支援措置</u> の検討	計画認定・支援措置



京都市における資源回収の様子



アパレル企業における店頭回収の一例（青山商事、ライトオン）

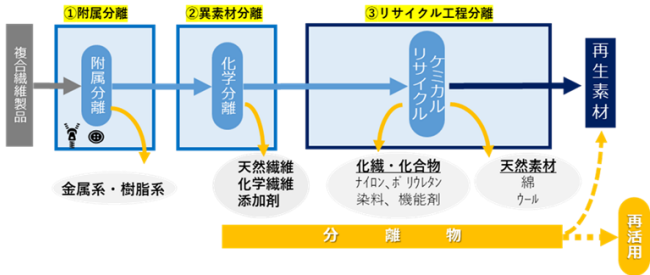


分別・繊維再生に関する課題と取組の方向性

現状と課題	取組の方向性	
利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない	回収拠点のより一層の整備（再掲）	環境整備 技術開発・標準化
故衣料品の回収増加や労働人口減少に耐えうる効率的な分別・選別体制の構築	故衣料品の分別・選別の効率化に向けた 自動選別技術の開発 （NEDO先導研究） 故衣料品に含まれる繊維素材等に関する 情報のデジタル化 （ICタグ活用の標準化調査）	技術開発
単一素材のリサイクル技術の商用化に向けたリサイクル繊維の品質向上や再生にかかるコスト・エネルギーの低減	単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けた コスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化 （令和4年度補正予算にて支援）	
回収される故衣料品の約65%が混紡品、混紡品の分離・再生技術は未開発	混紡品の分離・再生技術の開発 （NEDO先導研究）	技術開発
故衣料品の脱色プロセスにおける環境負荷（水等の使用）の削減	超臨界脱色加工技術等の 水消費量の少ないプロセスの開発 （NEDO先導研究）	技術開発



回収された故衣料品の選別の様子



複合素材繊維の分離プロセスの一例

設計・製造、販売に関する課題と取組の方向性

現状と課題	取組の方向性	ガイドライン策定 環境整備 支援措置
長寿命化やリサイクルしやすい製品設計、製品の環境配慮の度合いを評価するための仕組みが必要。	「 <u>環境配慮設計ガイドライン</u> 」の策定 （法制度上の位置づけについても検討） <u>繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化</u> 環境配慮設計ガイドライン準拠製品に対する 表示のあり方、製造事業者に対する支援措置 の検討	
現状と課題	取組の方向性	標準化
リサイクル繊維の定義、リサイクル素材の含有量、リサイクルプロセスにおけるCO2排出量等に関する表示ルールが未整備。	<u>標準化（JIS化）の検討と海外制度との調和</u> （ISO化を見据えた検討） <u>新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇</u>	
アパレル企業等により回収された故衣料品の処分方法に関する情報開示が十分でない。	アパレル企業等が回収した 故衣料品の情報開示に取り組みやすい環境整備 、取組に対する支援の検討	環境整備 支援措置
生活者のリサイクル繊維に対する理解の深化やリサイクル製品の購入促進	<u>意識醸成</u> に向けたそれぞれのプレイヤーの責務の明確化	意識醸成



分解したダウンジャケット



環境配慮設計の一例（東和株式会社）



アパレル企業等によるリサイクル繊維表示の一例（アダストリア、しまむら）

繊維製品の資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性まとめ

- 繊維リサイクルに協力する環境整備（生活者、事業者、行政）
- 自治体のグッドプラクティスの収集・整理（行政）
- リサイクル技術を有した事業者の自治体への発信（行政）
- 事業者等の故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置の検討（行政）
- 広域認定制度の周知及び制度活用に向けた検討（事業者、行政）
- 回収拠点の整備（事業者、行政）

- 表示ルールの整備と標準化（JIS化）の検討（事業者、行政）
- 海外制度との調和（ISO化の検討）（事業者、行政）
- 新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇（行政）
- アパレル企業等が情報開示に取り組みやすい環境の構築・取組に対する支援の検討（事業者、行政）
- 国民の意識醸成に向けた国の責務の法的な位置づけの検討（消費者、事業者、行政）

回収

販売

分別・繊維再生

設計・製造

- 分別・選別の効率化に向けた自動選別技術の開発（事業者、大学、行政）
- トレーサビリティ情報のデジタル化に関する取組の推進（事業者、大学、行政）
- 単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けたコスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化（事業者、大学、行政）
- 複合素材繊維の分離・再生技術の開発（事業者、大学、行政）
- 超臨界無水型脱色加工技術等の水消費量の少ないプロセスの開発（事業者、大学、行政）

- 「環境配慮設計ガイドライン」の策定と法制度上の位置づけの検討（事業者、行政）
- 繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化（事業者、行政）
- ガイドライン準拠製品に対する新たな表示のあり方、製造事業者に対する支援措置の検討（行政）

繊維製品の資源循環に関するその他の論点

1. 衣料品以外の資源循環システムの検討

我が国で生産、輸入される化学繊維の使用用途のうち、51%は毛布・寝装品・カーテン・カーペットといった家庭・インテリア向け製品。

衣料品以外の資源循環についての検討も重要。

2. サプライチェーンの国内回帰・国際的な連携・貿易取引ルールの構築

紡績や染色等の工程を国内に回帰させることで、産業の空洞化によって分断された国内のバリューチェーンを再構築することが必要であり、輸送運搬等に要する二酸化炭素排出やエネルギー消費の点からも最適解を見つけていくことが重要。

また、**輸出先の法規制や制度を調査し、国際的な連携を取ることも重要。**

3. 循環経済への移行がもたらす社会的影響や動物福祉

循環経済への移行がもたらす雇用の量・質等の労働条件に及ぼす

社会的影響（ソーシャルダイメンション）の観点から、労働者等の**人権にも配慮すべき。**

また、サステナビリティの推進に向けては、**動物福祉（アニマルウェルフェア）**等の観点等を盛り込むことも重要。

4. 適量生産、「再生型」製品、製品の長寿命化

ただ資源を循環させるのではなく、**繊維製品の供給量の適正化や、製品の長寿命化**といった検討も必要。

供給量の適正化に向けては、**価格の適正化**を含めて対応が必要であるし、**環境（土壌等）**

を再生させる「再生型」製品の取組も検討すべき。

資源の有効利用の観点からいえば、リペアやリユースといった製品の長寿命化に対する取組も重要。

産業構造審議会 繊維産業小委員会の再開

- 繊維製品における資源循環システム検討会で示された取組の方向性について、具体的な環境整備（制度整備）に関する議論を行うため、経済産業省産業構造審議会繊維産業小委員会を2023年11月に約1年半ぶりに再開した。
- 加えて、我が国における繊維リサイクルの社会実装を加速していくために、繊維製品の長寿命化・供給量の適正化や、グリーンウォッシュ等についても対応を検討している。

【検討スケジュール】

第7回（2023年11月10日）繊維産業の現状と国内外のサステナビリティをめぐる動向等

第8回（2023年12月25日）国内における繊維製品の環境配慮に関する取組

第9回（2024年2月29日）繊維製品に係る情報開示等、国内外の制度整備等の検討状況

第10回（2024年3月18日）繊維製品の供給量の適正化、グリーンウォッシュ対策等

第11回（2024年4月19日）人権等DDの普及や繊維産業における取引適正化の徹底、サステナビリティへの対応を踏まえたサプライチェーン再構築・強靱化等について

第12回（2024年5月下旬）アパレル企業の情報開示について、繊維産業における資源循環システム構築に向けたロードマップ（案）、中間とりまとめ（案）

1. 繊維産業の現状
2. サステナビリティへの対応
- 3. 特定技能・取引適正化・労働環境整備**
4. 施策紹介

技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

1 総論

- 現在の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
- 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。
- 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

2 外国人の人材確保

(1) 受入れ対象分野

- 「特定産業分野」に限定して設定。
- 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。

(2) 受入れ見込数

- 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。

(3) 設定の在り方

- 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。

(4) 地域の特性等を踏まえた人材確保

- 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。
- 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

3 外国人の人材育成

(1) 人材育成の在り方

- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。

(2) 人材育成の評価方法

- 以下の試験合格等を要件とする。

①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講

※受入れ機関は1年経過後までに同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。

※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。

②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格

日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格

※試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。

③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験等合格/日本語能力B1相当以上の試験（N3等）合格

(3) 日本語能力の向上方策

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。

- A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

(1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。

(2) 本人の意向による転籍

- (1)の場合以外は、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。

ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注1）を超えている

イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注2）

ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす

（注1）当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。

人材育成の観点等を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。

（注2）各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。

- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。

- 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

5 関係機関の在り方

(1) 監理支援機関・登録支援機関

- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。

- 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。

(2) 受入れ機関

- 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。

(3) 送出機関

- 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。

- 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。

(4) 外国人育成就労機構

- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

6 その他

- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。

- 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。

- 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。

- 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。

- 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。

- 永住許可制度を適正化。

技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて（育成就労制度の創設）

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（**育成就労法**）に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（**本人意向の転籍**）に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

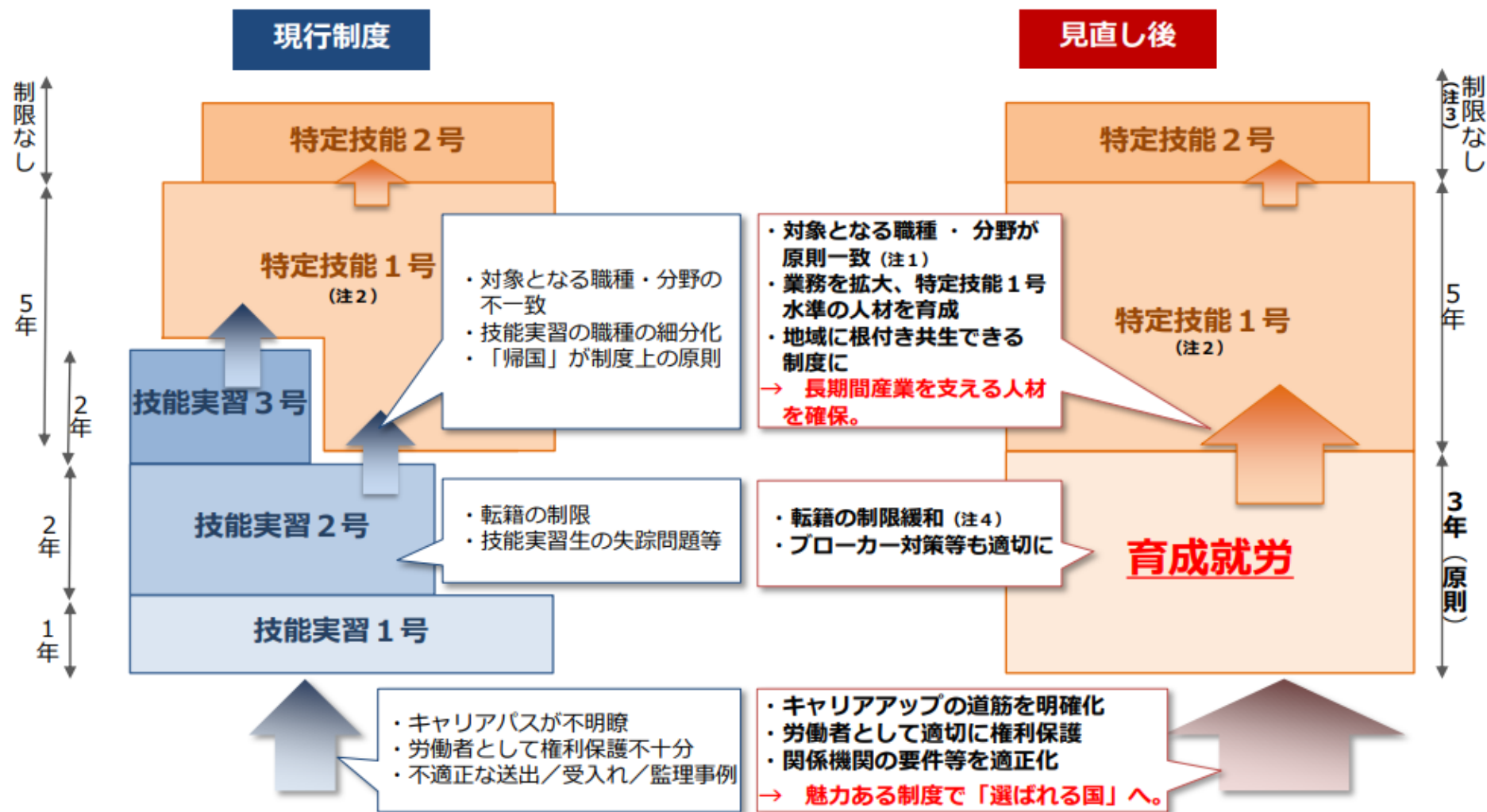
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：**特定産業分野**に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：224,467人（令和6年2月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：**特定産業分野**に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：48人（令和6年2月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、**自動車運送業**、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、**林業**、**木材産業**
（赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は特定技能1号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
（「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

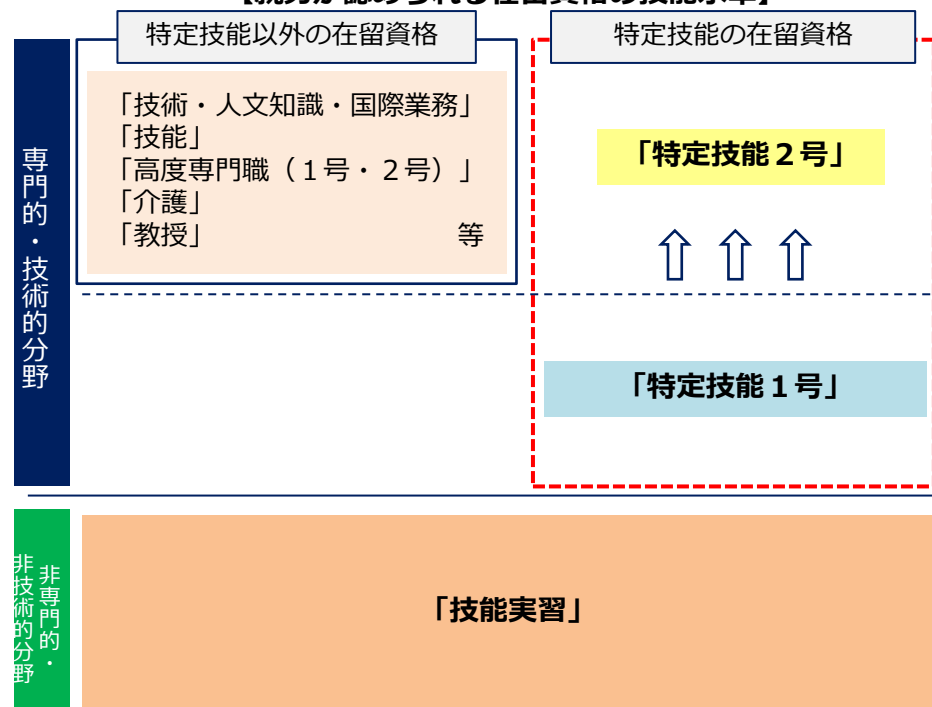
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加について（令和6年3月29日閣議決定）の概要

● 分野名を「工業製品製造業分野」と変更したうえ、新たな業種・業務区分を追加する閣議決定を行った。
※新規業種での受入れ開始時期については、規定類を調整の上、決まり次第HPにてお知らせ予定。

	R1～R5年度	R6～R10年度
分野名	素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野	工業製品製造業分野
受入れ見込数	49,750人	173,300人
業種	○素形材産業 ○産業機械製造業 ○電気・電子情報関連産業 ○金属表面処理業	○素形材産業 ○産業機械製造業 ○電気・電子情報関連産業 ○金属表面処理業 ○鉄鋼業 ○金属製サッシ・ドア製造業 ○プラスチック製品製造業 ○紙器・段ボール箱製造業 ○コンクリート製品製造業 ○陶磁器製品製造業 ○繊維業 ※追加要件を設定する（詳細は後述） ○金属製品塗装業 ○R P F 製造業 ○印刷・同関連業 ※全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会いずれかに所属していることを要件とする ○こん包業 ※日本梱包工業組合連合会に所属していることを要件とする
業務区分	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 全3区分	機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、 紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、 陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、R P F 製造、 印刷・製本 全10区分

対象分野追加の方針①

対象分野追加の必要性

○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)(抜粋)

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な状況にある産業について、在留資格「特定技能1号」や「特定技能2号」の対象分野の追加について2023年度中に検討し、結論を得次第速やかに措置を講ずる。

○業種を所管する省庁からの要望

現行の特定産業分野以外の業種でも人材確保が困難であるとして、業種を所管する省庁から特定技能の対象分野への追加の要望あり

対象分野追加案の概要

現状

12分野

方針

16分野

既存の3分野に新たな業務等を追加。新規で4分野追加

：新規分野

：新たな業務等を追加する既存分野

：その他既存の分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野
農業分野	漁業分野	外食業分野	工業製品製造業分野 ※1	造船・船用工業分野 ※2	飲食料品製造業分野 ※3
自動車運送業分野 ※4	鉄道分野 ※4	林業分野 ※4	木材産業分野 ※4		

※1 分野名を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業」に変更、業種を追加。新規追加業種では1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

※2 区分を整理し、造船・船用工業に必要な各種作業を新区分に追加。新区分でも2号特定技能外国人が受入れ可能。

※3 食料品スーパーマーケットにおける惣菜等の製造も可能とする。新たな業務においても2号特定技能外国人が受入れ可能。

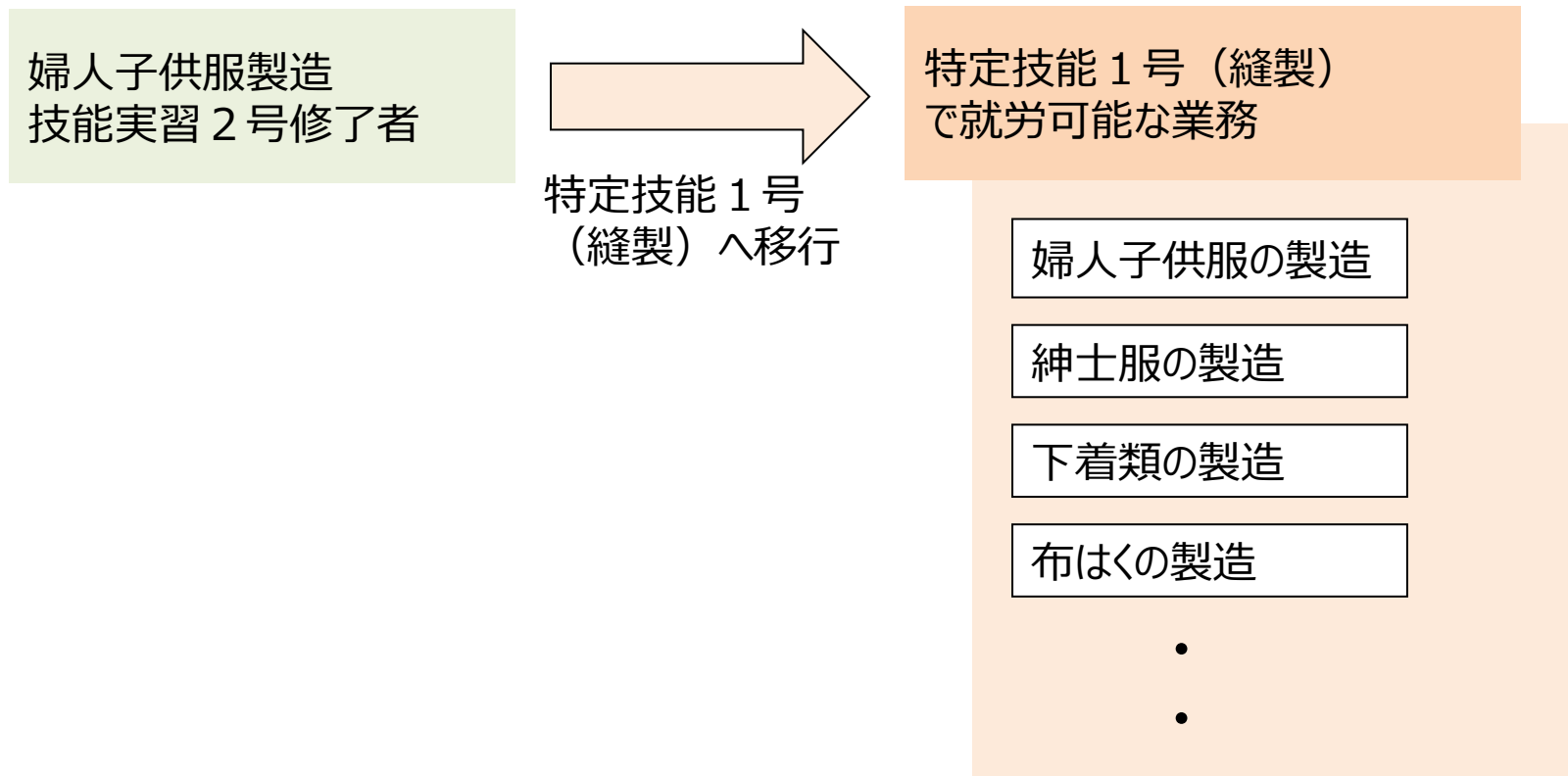
※4 新規分野については、1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

技能実習 2 号移行対象職種と特定技能 1 号の対象業務区分一覧（案）

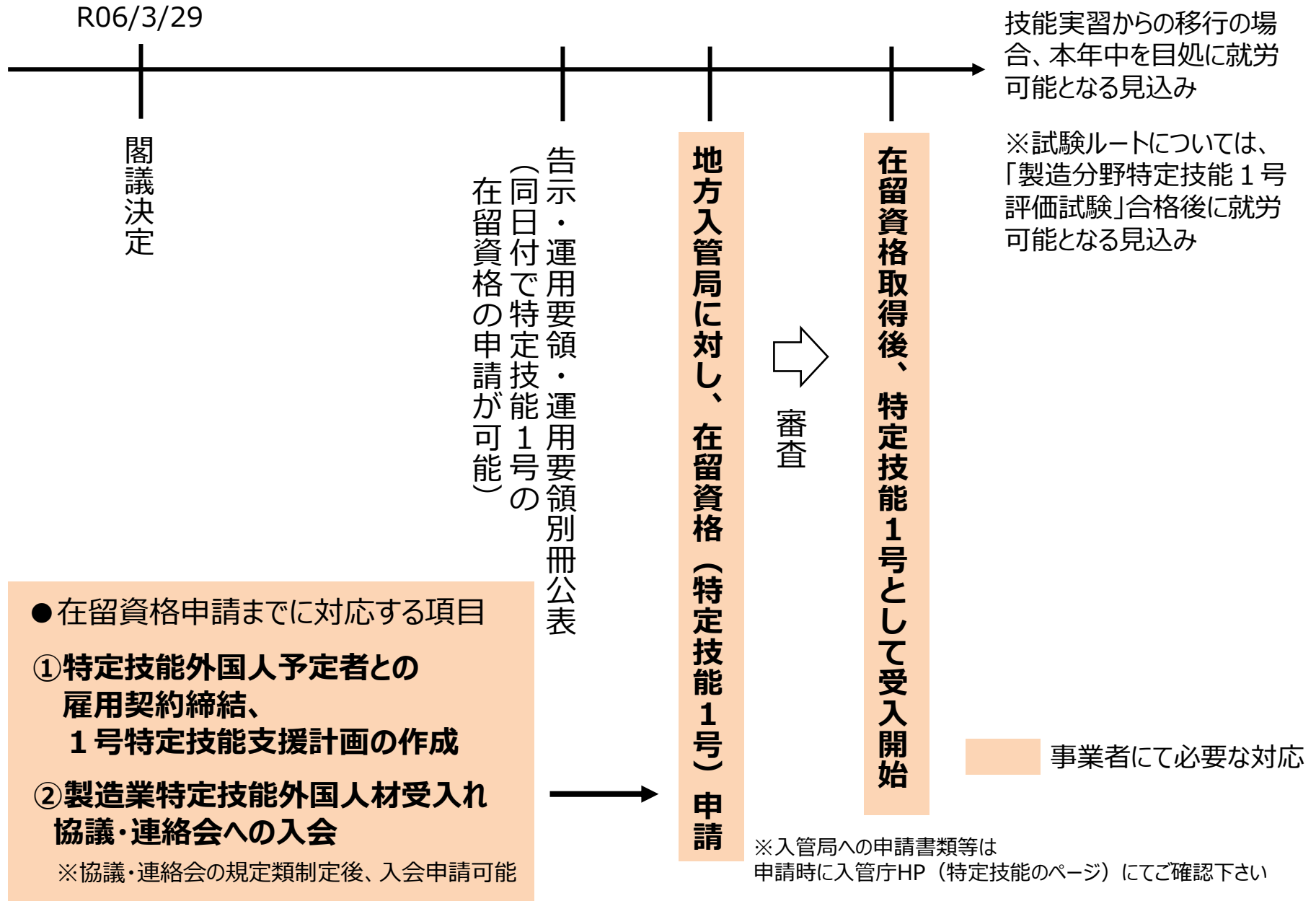
技能実習2号移行対象職種		特定技能1号対象業務区分
紡織運転	⇒	紡織製品製造
織布運転		
染色		
ニット製品製造		
たて編ニット生地製造		
カーペット製造		
婦人子供服製造	⇒	縫製
紳士服製造		
下着類製造		
寝具製作		
帆布製品製造		
布はく縫製		
座席シート縫製		

(例示) 技能実習 2 号 (3 号) を良好に修了した者の特定技能 1 号への移行イメージ

- 例えば、婦人子供服製造で技能実習 2 号を良好に修了した者が、特定技能 1 号 (縫製) に移行すると、技能実習と異なり、婦人子供服に限定されず、紳士服、下着類、布はく、などの「縫製」の業務を行うことも可能。



特定技能外国人受け入れ開始のスケジュール（イメージ）



特定技能制度への繊維業の業種追加を受けた繊維業界の反応

- 特定技能制度への繊維業の業種追加を受け、日本繊維産業連盟日覚会長より歓迎のコメントが公表された。「『繊維業の特定技能の受け入れに係る追加要件』への対応などを通じ、国際的な人権基準を遵守し、外国人を含む労働者の人権を最大限に尊重した取り組みを進めて」いくと意思表示がされたところ。

令和6(2024)年3月29日

日本繊維産業連盟

会長 日覚昭廣

特定技能制度における繊維業の業種追加に関する閣議決定について

本日(3月29日)の閣議において、繊維業が、特定技能制度における特定産業分野「工業製品製造業分野」の対象業種となったことを歓迎する。

業種追加にご尽力いただいた、経済産業省をはじめ関係府省の方々に感謝申し上げます。

日本繊維産業連盟としては、外国人労働者の活用の前提である、DX化等による生産性向上及び人手不足を踏まえた賃上げ等の処遇の改善などの国内人材確保のための取り組みをより一層進めて参りたい。

加えて、これまで「繊維産業技能実習事業協議会」等を通じて行ってきた技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取り組みを一層進めるとともに、令和4(2022)年に策定した「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の普及、特定技能制度における「繊維業の特定技能の受け入れに係る追加要件」への対応などを通じ、国際的な人権基準を順守し、外国人を含む労働者の人権を最大限に尊重した取り組みを進めて参りたい。

(資料) 日本繊維産業連盟 特定技能制度における繊維業の業種追加に関する閣議決定について会長コメント(令和6年3月29日)

繊維産業における技能実習違反に対する業界団体・政府の取組

- 繊維産業（特に縫製業）においては、外国人技能実習制度における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されている。
- 経済産業省は、技能実習法第54条に基づき、2018年3月、技能実習に関係する業界団体等を構成員とする「繊維産業技能実習事業協議会」を設置（事務局：経済産業省（生活製品課）、日本繊維産業連盟）。直近では、2023年7月25日に第11回協議会を開催。
- 2018年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定。非加盟企業等に対する働きかけを含め、繊維業界における技能実習の適正な実施及び繊維業界の信頼回復等に向けた取組を実施。

具体的な取組

主務官庁（法務省・厚労省）による適切な法執行等に加え、繊維産業としても、業界団体の主導で、技能実習に係る法令遵守等を徹底。

技能実習に係る法令遵守等の徹底

・構成団体傘下の企業への周知・会員企業からの取引先への周知。

取引適正化の一層の推進

・日本繊維産業連盟、SCM推進協議会は、「取引ガイドライン」に縫製業を追加。「自主行動計画」を改訂。

発注企業の社会的責任の履行

・日本繊維産業連盟は、OECD「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのDDガイダンス」に係る検討。

業界団体における体制等の整備

・構成団体は、技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会を設置。会員企業等の取組状況等をモニタリング。

これまでの成果

- ✓ 業界全体での違反の減少傾向、構成団体参加企業の違反数の減少は一定の評価。
- ✓ 取引ガイドラインに基づく「聞き取り調査」を毎年実施、SCM協議会にて年1回、自主行動計画実施に係る会員団体の取組・課題を会議にて共有。
- ✓ 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定。サプライチェーンを管理すべきアパレル企業等を含め周知徹底。
- ✓ 各構成員団体による会員企業からの定期報告、技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会を年2回程度開催し、問題事例、優良事例を含め、必要に応じ更なる改善策等を検討。

繊維産業における人権遵守に関する取組

- 日本繊維産業連盟では、日本の繊維企業における人権・労働環境の適正化に向け、ILO（国際労働機関）による協力を得て、2022年7月に「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、中小企業を主な対象としており、労働者の人権に特化したもの。
- 多忙な中小企業の経営者の方も、付属のチェックリストで自己診断することで、法令遵守・適切な労働環境の整備の着手が可能。

繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

2021年7月	繊維産業のサステナビリティに関する検討会にて責任あるサプライチェーン管理の観点からガイドラインの策定が提言
2022年7月	日本繊維産業連盟がILOの協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定
2022年8月以降	ガイドラインの説明会・講演等を全国で開催（12回）
2023年2月、4月	社会保険労務士協会と連携し、労働法規の専門家である社会保険労務士に対するキャパビルを東京にて開催（社会保険労務士39名参加）



／ 詳細はこちら ／



「責任ある企業行動ガイドライン」 チェックリスト

(別冊)

総 論

チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について

2022年7月
日本繊維産業連盟

	該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
経営トップの関与の下、人権方針を策定しているか？		
策定した方針を自社の事業全体に組み込み浸透させるため、ガイドライン第二部の2に掲げる人権課題に関連する内部規程や社内規定を整備しているか？		
自社に関連するサプライチェーンが把握できているか？（自社の製品に関して、自社より川上の工程がどのようになっているか（原料調達から紡糸、紡織、染色、製織・製編、染色整理、縫製など）、国の作成などを行い、関係する企業とその所在地のどこまで細く労働者を把握することが重要である。現時点でサプライチェーンが把握でき		

3.差別

① 確認項目例

<全般>	該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
経営トップの宣言により、あらゆる形態の差別を明示的に禁止しているか？ また、方針声明が企業トップからすべての部門にいたるまで定着するよう努力をしているか？		
労働者に対して、その人格を傷つける言動、差別的言動、偏見や伝統的価値観に基づいた偏った処遇を行っているか？		
労働者の構成比率が特定の属性に偏ったものとなっていないか？ 例えば、女性が職位や職能について男性よりも低い地位に集中している性別職業分離が起きていないか、など。		

<採用時>	該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
仕事の遂行自体には必要のない、特定のグループに不利に働く条件を、求人の条件や採用方針としていないか？（例 女性については結婚していないこと等の条件を課す・採用手続時に妊娠検査の実施を強制したりして妊娠していないことを条件とする、求人広告で特定の年齢層を指定する）		
採用面接時に、職務の遂行に関係のない個人的な情報（例 宗教、出身地、政治的見解、家族構成、介護責任の有無、過去の病歴など）を尋ねていないか？		
結婚や妊娠等の予定について面接で尋ねていないか？		

繊維産業における人権遵守に関する取組

- 日本繊維産業連盟では、「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って人権尊重の取組を進めることに賛同した事業者に対し、人権への取組内容について「**責任ある企業行動実施宣言**」を行うよう働きかけ。
- 5月7日時点で、**1,099社**の企業が宣言を行っている。

責任ある企業行動実施宣言 ひな形

繊維産業における責任ある企業行動実施宣言 (ひな形：サプライチェーン管理型)

当社は、日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って、当社製品の製造に関与する、外国人技能実習生を含む全ての労働者の人権を尊重すべく、当社製品のサプライチェーンの直接・間接取引先の皆様のご協力も得て、以下の行動を実施することを宣言します。(注1)

1. コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント
人権を尊重する責任が企業にあることを踏まえ、人権尊重に関する経営トップによる方針(コミットメント)を策定し、公に宣言し、経営システムに組み込みます。
また、コミットメントに基づき、当社従業員とのエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていくとともに、当社製品のサプライチェーンを担う直接・間接取引先の方々にも、当社と同様の取組を行っていただくべく、取引先とのエンゲージメントも進めます。

2. チェックリストによる人権リスクのチェック
同ガイドラインの別冊「チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」を活用して、当社及び当社製品のサプライチェーンを担う直接・間接取引先における人権リスクをチェックしていきます。

3. リスクの防止、軽減にむけた行動
人権リスクをチェックした結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。

4. PDCA
人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に存続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクがあった場合には、その防止、軽減に向け必要な対応を行います。

5. 情報公開
当社における人権の尊重の取り組みについては、以下の当社ウェブページにて公表します。(注2)
当社ウェブページ <https://www.>

○年○月○日

企業名

役職・氏名(代表権を有する者)

(注1) 各項目について、具体的な取組事例があれば、できる限り記載してください。
(注2) ウェブページでの公表が望ましいですが、それ以外の方法で公表する場合は、具体的な公表方法を記載してください。

宣言企業数(日本産業分類別) ※5月7日時点

業 種		企業数
111	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	49
112	織物業	164
113	ニット生地製造業	32
114	染色整理業	29
115	網・網・レース・繊維粗製品製造業	21
116	外衣・シャツ製造業(和式を除く)	364
117	下着類製造業	36
118	和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り製造業	44
119	その他の繊維製品製造業	227
511	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	29
512	衣服卸売業	48
513	身の回り品卸売業	9
56	各種商品小売業	1
	561 百貨店、562 総合スーパーマーケット、563 コンビニエンスストア、564 ドラッグストア、565 ホームセンター、566 均一価格店、569 その他の各種小売業	
571	呉服・服地・寝具小売業	2
572	男子服小売業	2
573	婦人・子供服小売業	6
574	靴・履物小売業	0
579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	1
	その他(上記分類以外)	35
合 計		1,099

宣言企業リストは、経産省HPおよび日本繊維産業連盟HPにて公表

繊維産業企業経営者セミナーの実施

- 繊維産業の発展に向けて、労働者の人権配慮・労働環境の整備を進めるとともに、我が国の繊維産業の基盤である国内の中小・小規模繊維事業者と発注側企業がパートナーシップを構築し、サプライチェーン全体での取引適正化を強力に進めていく考えのもと、業界内の意思統一を図ることを目的とし、2023年10月に開催した。

1. 開催日・場所

【開催日時】 令和5年10月16日（月） 13:30-15:00

【場 所】 三田共用会議所 講堂

【来場者数】 経営層を中心に90名（百貨店などの小売、アパレル、川下、川中、川上企業の経営者）

2. プログラム

- ①開会挨拶（経済産業大臣政務官 吉田 宣弘）
- ②産業界挨拶（日本繊維産業連盟 会長 鎌原 正直）
- ③取引適正化に向けた取組について（経済産業省製造産業局生活製品課長 田上 博道）
- ④「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」の実施について
（日本繊維産業連盟 副会長 富吉 賢一）
- ⑤価格転嫁に対する対応状況等について
＜縫製業＞ 日本アパレルソーイング工業組合連合会 副会長 白石 正裕
＜染色業＞ 一般社団法人日本染色協会 会長 後藤 勝則
＜アパレル＞ 一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会 理事長 鈴木 恒則
- ⑥意見交換
- ⑦総括コメント（繊維ファッションSCM推進協議会 会長 大澤 道雄）
- ⑦閉会挨拶（経済産業省 製造産業局長 伊吹 英明）



技能実習制度の適正利用に向けた更なる周知

- **法務省・厚生労働省と連携**して、「責任ある企業行動実施宣言」等に関する周知文書を、2023年12月に、繊維・衣服関係の**外国人技能実習実施者約3,000者に対して郵送にて発出**するとともに、**経済産業省HPにて同内容を掲載**。

配布チラシ

「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」は、繊維産業のサプライチェーン強化、ビジネスチャンス拡大に向けた第一歩

- 労働関連法の遵守を含め、国際的な水準を確保した労働者の人権尊重の取組は必須です。
- 日本の繊維産業における責任ある企業行動を浸透させるため、企業のトップによる人権尊重の取組の実践が必要です。

＜人権尊重の5つの取組＞

- (1) コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント
- (2) チェックリストを活用した人権リスクのチェック
- (3) 人権リスクの防止、軽減に向けた行動
- (4) PDCAサイクル
- (5) 情報公開

- 人権尊重の取組を対外的に宣言することで、**人材の確保や国内外でのビジネスチャンスの拡大**にも繋がります。
- **繊維産業の人権尊重の取組の拡大と可視化を進めます。**

「宣言」の内容・提出・掲載について

- 日本繊維産業連盟 企業行動実施宣言係
- 電話：03-3270-8192
- HP：https://www.jtf-net.com/

JTF 日本繊維産業連盟

経済産業省

「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表は、繊維産業のサプライチェーン強化の第一歩

- ① 取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。
以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。
➢ サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
➢ 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
➢ その他独自の取組
※下請中小企業振興法に基づく基準
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>
- ② 「宣言」はポータル上に公表されます。
 - (公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト<https://www.biz-partnership.jp>に提出すると、「宣言」が掲載されます。
 - ※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。
- ③ 「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。
 <ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく
- ④ 一部の補助金について加点措置を講じます。
 - 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
- 参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財)全国中小企業振興機関協会
- 03-5541-6688
- 提出先URL：https://www.biz-partnership.jp

内閣府 **中小企業庁**

当協会と都道府県協会の連携により中小企業を支援します。
公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

生産性向上を目指す皆様へ 令和5年11月時点版

「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入でも利用可能！
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～3/4！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援します。
- ・補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延長（最大2年間）。

デジタル化基盤導入類型

- ・インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・安価なITツール導入も支援すべく、補助下限額を撤廃。

商流一括インボイス対応類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

複数社連携IT導入類型

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人「情報処理推進機構（IPA）」が公表する「サイバーセキュリティお助けサービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置

経済産業省 **中小企業庁** **中小機構**

チラシのダウンロードはこちら！

下請取引の適正化 ①繊維業界における自主行動計画

- 繊維業界では、日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会の2団体連名で、2017年に下請法に基づいた自主行動計画を策定。サプライチェーン全体で下請取引の適正化に取り組む。2023年3月の中小企業政策審議会で指摘のあった価格転嫁、知的財産の取扱い、検査基準の取決め等を追記し、2023年7月10日付けで改訂。
- 更に、下請Gメンから、自主行動計画で記載されている事項の一部が必ずしも徹底されていないとの指摘を受け、2023年7月10日付けで「徹底プラン」を策定。

<自主行動計画の概要>

I. 適正取引の推進に関する取組み

- ✓ 合理的な価格決定
- ✓ コスト負担の適正化
- ✓ 支払条件の改善
- ✓ 知的財産の取扱い
- ✓ 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
- ✓ パートナースhip構築宣言の推進

II. 付加価値向上等に向けた取組み

- ✓ 生産性向上
- ✓ 人材育成・教育推進

III. 普及啓発活動の推進

IV. 自主行動計画のフォローアップ

<徹底プランの概要>

1. 取引対価について

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定を行わない。
- ・労務費、原材料費等も踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決定。

2. 価格交渉について

- ・コストの上昇による取引価格等の見直しの要請があった場合、事業者間で十分に協議し決定。

3. 短納期発注について

- ・物流費等の追加コストを勘案するなど協議を行った上で取引価格を決定。

4. 分割納入について

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合、保管費用、物流費など追加費用は発注者が負担。

5. 支払い条件について

- ・60日超の手形は発行しない。代金の支払いは受領後60日以内。

6. 歩引きについて

- ・歩引き取引は、一切行わない。

7. 検査基準

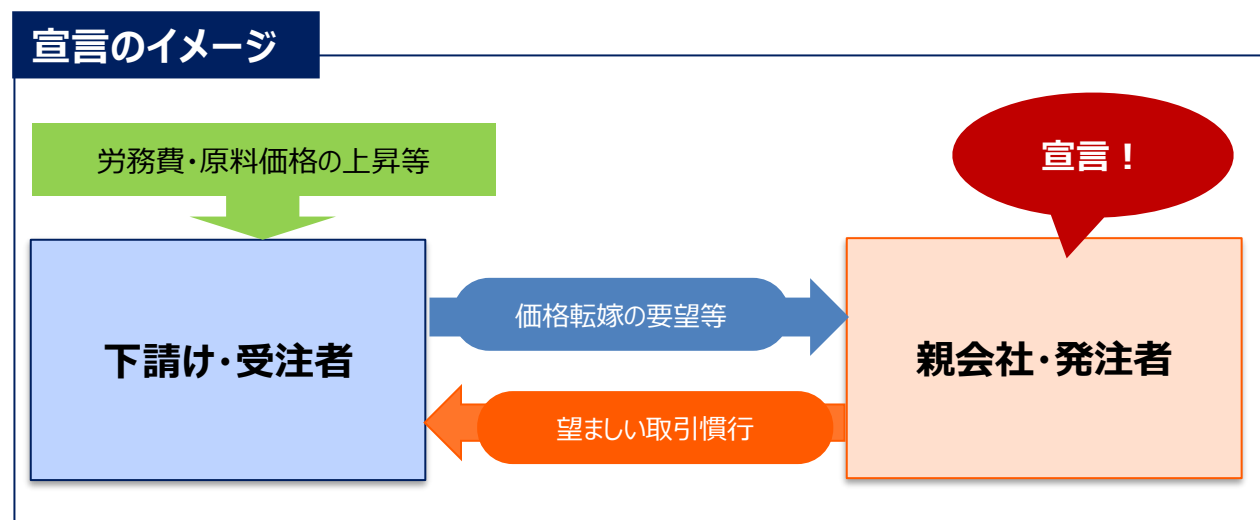
- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しない。

8. 知的財産の保護について

- ・他社のノウハウを無断で使用しない。自社のノウハウに係る部分は、秘密保持契約を締結。等

下請取引の適正化 ②パートナーシップ構築宣言

- **「パートナーシップ構築宣言」**は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで**公表**するもの。
 - (1) **サプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携**（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- **「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」**（2020年5月）において、**導入を決定**。
- 2024年5月16日時点で**繊維工業は906社（全体の約2.0%）（産業界全体では、46,375社）**が宣言。



下請取引の適正化 ③価格転嫁

- 繊維産業では労働基準関連の法令違反が多く、これはアパレル企業等の下請けである縫製企業等との間で続いてきた長年の取引慣行から、発注工賃が満足に支払われていないことも一因。
- 取引適正化を推進するため、アパレル企業等の発注側企業に対して下請取引パートナーシップ構築宣言の発出や、工程数・素材・ロット数等で適正加工賃（価格）をプライシングする「縫製工賃交渉支援サービス（ACCTシステム）」の普及を推進。

縫製工賃交渉支援サービス (ACCTシステム)

▼工程数・素材・ロット数等を入力

標準見積工程一覧

アイテム ジャケット

一覧

ミシン

アイロン

パーツ縫い

品質ネーム付け

品質ネーム付け

裏付き

>

品質ネーム裏地採み込み

数量

1

×

品質入れ(裏付き) 採み込み

x1

30 秒

ミシン

袖付け (裏付き) 表地

表地袖付け (裏付き)

>

裏付き) 普通袖 (袖高)

数量

1

×

袖付け

x1

180 秒

ミシン

袖口イセ殺しアイロン

x1

40 秒

アイロン

袖ぐりアイロン

裏地袖付け

前端始末

前端ドテン

前端ドテン

前端ドテン

前端ドテン段カット

前端割アイロン

前端ドテンアイロン

御見積書

2018年02月02日

株式会社ユニアンドアルファ

〒1550022

東京都渋谷区

恵比寿南1-5-20

サウスコムナ小橋駅

ユニア東京

アルファ縫製 御中

品番

品名

ジャケット

納入期日

2018-02-28T00:00:00

各種設定項目

標準一着生産時間 (A)	工数数 (73)	334
素材係数 (B)	難度2	
裁断係数 (C)	ストライプ・ボーダー	
ロット係数 (D)	51 ~ 100	1.20
押社係数 (E)		1.70
余裕率 (F)		1.25

見積明細

一着生産時間 (G) = (A) × (B) × (C) × (D) × (E) × (F)	12,187 秒
生産時間単位 (H)	0.80 円
一着生産見直し金額計 (I) = (G) × (H)	9,749 円

付帯費用又は外注費等

▲適正加工賃で見積金額を自動的に算出

（参考）価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート

- 効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。



出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」（2023）。

国内の繊維産業における賃上げ等の状況

- UAゼンセンの調査では、UAゼンセン全体・製造産業部門全体の妥結額の増加率（加重平均）では、5%台の妥結となったが、繊維産業合計では4.67%。
- 傾向として、昨年度と比較して、1%高い妥結率が見込める。

2024 賃金闘争 UAゼンセン製造産業部門 妥結集計（正社員） 増加率（%） ※4月1日時点
（3月末までに妥結ができていない分のみの集計）

★加重平均（組合員1人あたりの増加率）

	繊維産業 合計					製造産業部門 全体	UAゼンセン全 体
		繊維素材	繊維加工	染色	衣料		
体系維持原資 （定期昇給分）	1.70	1.76	1.60	1.33	1.72	1.70	1.54
賃金引上分	2.97	3.03	2.75	3.14	2.69	3.59	3.76
総合計 （前年差）	4.67 （+1.24）	4.78 （+1.36）	4.51 （+0.93）	4.44 （+1.17）	4.42 （+0.89）	5.14 （+1.00）	5.49 （+1.49）

★単純平均（1組合あたりの増加率）

	繊維産業 合計					製造産業部門全体	UAゼンセン全体
		繊維素材	繊維加工	染色	衣料		
体系維持原資 （定期昇給分）	1.59	1.66	1.43	1.27	1.88	1.52	1.52
賃金引上分	2.95	2.90	3.14	3.34	2.51	3.13	3.56
総合計 （前年差）	4.65 （+1.27）	4.61 （+1.26）	4.68 （+0.97）	4.77 （+1.92）	4.43 （+0.75）	4.67 （+1.17）	5.17 （+1.49）

※体系維持原資と賃金引上分は賃金体系維持ができていない組合のみの集計、総合計は賃金体系維持が不明な組合も含まれるため、二つの和は総合計と一致しない。
※加重平均（組合員ベース）では、組合員1人の増加率を示すため、従業員数の多い大手企業の影響を受けやすく、中小企業の実態が分かりがたい。一方、単純平均（組合ベース）では、組合ごとの増加率を示すため、組合数の多い中小企業の実態を把握しやすい。
出典：UAゼンセン製造産業部門 2024賃金闘争 妥結集計（正社員）（4月1日時点） 49

繊維産業における不当な下請代金の減額の防止について

- 公正取引委員会は、婦人服等の小売り事業者に対し、下請け事業者に責任がないにもかかわらず下請代金の支払いを減額したとして、是正のための勧告を実施。
- 代金の額に一定率を乗じた額を差し引くこと（歩引き）は、下請法において「下請代金の減額」に該当する違法行為として禁止されている。経済産業省から、業界団体・事業者に対し、法令遵守の徹底について要請文を发出。

株式会社G i oに対する勧告（概要）



（株）G i o（親事業者）
（婦人服等の小売業）

● 下請取引の内容

消費者等に販売する「GRL」（グレイル）と称するブランドの婦人服等の製造委託



下請事業者（14名）

● 違反行為の概要

下請代金の減額（注1）

- ① 下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称して、下請代金の額から約1527万円を減額した。（下請事業者1名）
- ② 消化仕入（注2）を行っていたところ、下請代金の支払を保留した商品について下請代金を支払う際に、「値引き」として、下請代金の額から約6678万円を減額した。（下請事業者13名）

減額の総額は約8205万円

G i oは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、株主総会の決議により確認すること
 - ・上記の減額行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、下請代金の減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当する。

（注2）消化仕入による支払対象

自己の顧客に商品を販売するまで下請代金の支払を行わないことにより、自己の顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日として取り扱い下請代金の支払対象とするもの。

価格転嫁の状況（「価格交渉促進月間（2023年9月）フォローアップ調査の結果）

- 中小企業庁による価格交渉促進月間のフォローアップ調査（業種別の価格転嫁率）では、繊維は2023年3月と比較して転嫁率が低下（3月：54.8%→9月：47.0%）。
- 「パートナーシップ構築宣言」の更なる普及を図るとともに、繊維関係団体宛てに更なる下請取引の適正化に向けた要請文を2024年1月22日に発出。

2023年3月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2023年9月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー	労務費				原材料費	エネルギー	労務費
①全体		47.6%	48.2%	35.0%	37.4%	①全体		↓45.7%	↓45.4%	↓33.6%	↓36.7%
②業種別	1位 石油製品・石炭製品製造	57.0%	50.4%	45.8%	45.8%	1位 化学	↑↑59.7%	↑57.9%	↑45.7%	↑47.1%	
	2位 卸売	56.9%	55.5%	41.5%	41.7%	2位 食品製造	↓53.7%	↓52.5%	↓37.6%	↑39.9%	
	3位 造船	56.1%	60.1%	40.5%	42.1%	3位 電機・情報通信機器	↓53.4%	↓55.2%	↑37.8%	↑39.9%	
	4位 食品製造	55.8%	55.2%	39.9%	39.3%	3位 機械製造	↑53.3%	↓55.5%	↑38.9%	↑39.8%	
	5位 飲食サービス	55.6%	55.8%	37.3%	41.4%	5位 飲食サービス	↓52.1%	↓47.6%	↓34.0%	↓35.7%	
	6位 電機・情報通信機器	55.4%	57.1%	36.7%	38.8%	6位 製薬	↑50.7%	↓49.3%	↓29.4%	↓27.8%	
	7位 繊維	54.8%	54.5%	38.9%	38.2%	7位 卸売	↓↓50.5%	↓50.5%	↓35.1%	↓35.6%	
	8位 小売	53.7%	53.3%	38.3%	39.1%	8位 造船	↓↓50.2%	↓53.6%	↓40.1%	↓38.3%	
	9位 化学	53.3%	56.8%	39.6%	39.9%	9位 紙・紙加工	↓49.2%	↓48.7%	↓33.7%	↓34.2%	
	9位 建材・住宅設備	53.3%	53.3%	36.5%	37.0%	10位 金属	↓48.8%	↓50.6%	↓35.2%	↓34.4%	
	11位 機械製造	52.2%	55.7%	36.5%	37.5%	11位 小売	↓↓48.7%	↓47.3%	↓33.2%	↓35.0%	
	11位 紙・紙加工	52.2%	52.3%	35.9%	35.0%	12位 印刷	↑↑48.2%	↑49.3%	↑29.7%	↑33.1%	
	13位 金属	50.2%	52.4%	38.0%	36.3%	13位 繊維	↓↓47.0%	↓43.4%	↓32.0%	↓33.1%	
	14位 廃棄物処理	48.5%	43.6%	35.9%	39.6%	14位 広告	↑↑↑45.9%	↑40.8%	↓30.9%	↑41.0%	
	15位 製薬	48.4%	52.4%	40.0%	38.4%	15位 建材・住宅設備	↓↓45.3%	↓47.5%	↓30.6%	↓33.5%	
	16位 不動産・物品賃貸	46.5%	45.0%	36.6%	41.7%	16位 建設	↑45.1%	↓44.5%	↑35.1%	↑41.2%	
	17位 建設	44.3%	45.4%	35.1%	40.6%	17位 自動車・自動車部品	↑44.6%	↑51.3%	↑37.8%	↑28.8%	
	18位 電気・ガス・熱供給・水道	43.0%	40.1%	31.5%	37.7%	18位 金融・保険	↑42.4%	↓40.1%	↓29.0%	↑39.1%	
	19位 印刷	42.3%	41.6%	26.8%	31.3%	19位 石油製品・石炭製品製造	↓↓↓42.0%	↓46.0%	↓32.1%	↓29.9%	
	20位 自動車・自動車部品	40.7%	47.4%	29.9%	24.3%	20位 電気・ガス・熱供給・水道	↓41.1%	↑41.4%	↑32.3%	↓37.2%	
	21位 金融・保険	38.9%	41.7%	29.8%	35.3%	21位 鉱業・採石・砂利採取	↑40.6%	↓38.0%	↑34.6%	↓31.1%	
	22位 鉱業・採石・砂利採取	37.2%	39.2%	34.5%	40.2%	22位 不動産業・物品賃貸	↓↓39.7%	↓36.5%	↓29.5%	↓35.2%	
	23位 情報サービス・ソフトウェア	36.7%	21.0%	18.0%	45.7%	22位 情報サービス・ソフトウェア	↑39.6%	↑21.9%	↑18.5%	↑46.5%	
	24位 広告	34.0%	36.4%	27.8%	30.8%	24位 廃棄物処理	↓↓↓34.0%	↓28.0%	↓27.1%	↓27.8%	
	25位 通信	33.5%	33.0%	26.8%	34.8%	25位 通信	↓32.6%	↑35.2%	↓22.8%	↓31.0%	
	26位 放送コンテンツ	22.7%	24.0%	19.5%	21.8%	26位 放送コンテンツ	↑26.9%	↑28.6%	↑21.1%	↑32.0%	
	27位 トラック運送	19.4%	17.9%	19.4%	18.2%	27位 トラック運送	↑24.2%	↓17.3%	↑20.7%	↑19.1%	
- その他	45.0%	44.1%	33.1%	35.8%	- その他	↓41.9%	↓40.3%	↓30.9%	↑36.4%		

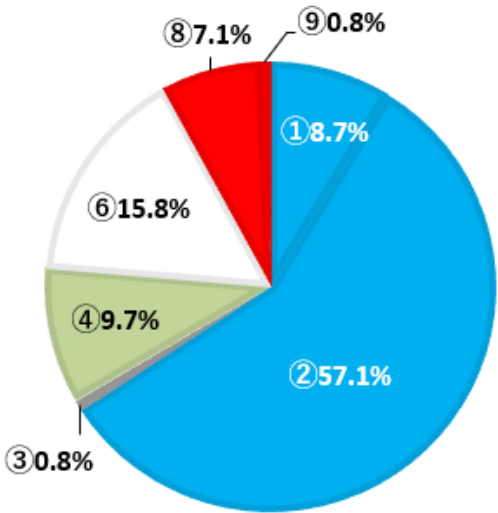
※3月時点との変化幅と矢印の数の関係（例）↑：1～4ポイントの上昇、↑↑：5～9ポイント 上昇、↑↑↑：10ポイント以上 上昇

出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年9月）フォローアップ調査の結果について（確報版）」（2024年1月12日）

(参考) 個別の業界ごとの交渉・転嫁状況、下請Gメンが収集した事業者の声

繊維

直近6ヶ月間の価格交渉の状況

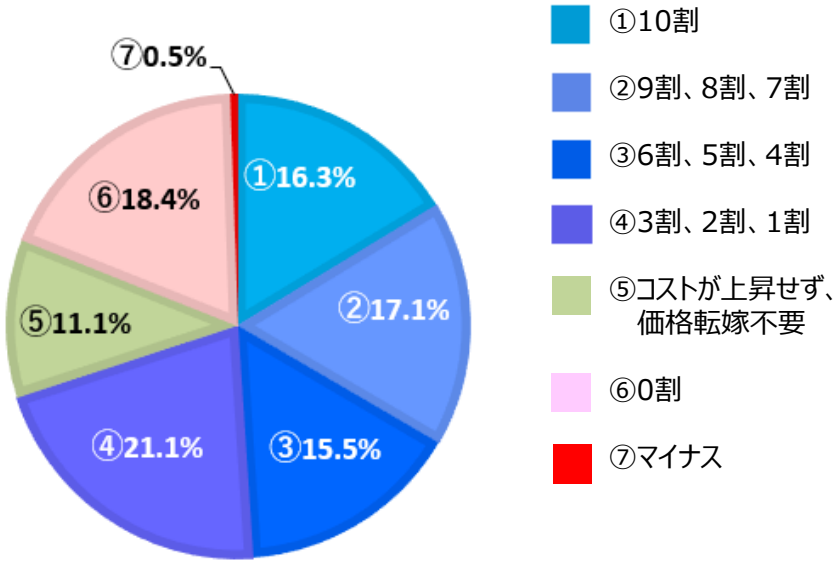


①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

下請Gメンヒアリング等による生声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近6ヶ月間の価格転嫁の状況【コスト全般】



n=380

転嫁率：47.0%

- 取引先とは受注製品のリニューアルのタイミングで、都度、交渉を行っている。新規品・継続品ともに、発注企業から大きな抵抗を受けることなく交渉でき、概ね満額で合意できた。
- コスト上昇分について、証拠を提示し、発注企業と値上げ交渉を行ったところ、満額転嫁で妥結できた。
- ▲ 毎年コストが上昇しているが、約20年間価格が据え置かれている。価格交渉を申し出ても、発注企業の顧客との調整が困難であるとして、交渉に応じてもらえない。
- ▲ 発注企業から値下げ要請をされた。価格転嫁をしようとすると、詳細な根拠資料の提出を求められ、交渉が難航することが多い。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請あらば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口など相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**次頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：公表資料を活用して自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の1 2の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォーム**を設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において**活用していく。

1. 繊維産業の現状
2. サステナビリティへの対応
3. 特定技能・取引適正化・労働環境整備
4. 施策紹介

中堅・中小企業等への支援策

課題

中小企業等への支援

生産性向上・省力化

賃上げ対応

事業承継

事業継続・BCP

物流効率化

事業再構築

エネルギー価格高騰

省エネ・脱炭素

対応

設備投資、販路開拓、
IT導入等を支援

P.58

賃上げ促進税制の拡充・延長

P.63

事業承継・引継ぎを支援

P.67

防災・減災の事前対策を支援

P.71

物流効率化に向けた先進的取組を支援

P.73

ポストコロナを踏まえた事業再構築、
サプライチェーン強靱化に向けた取組を支援

P.75

省エネ・脱炭素型設備の更新、
省エネ診断等への支援

P.77

補助金検索サイト（中小企業向け補助金・総合支援サイト ミラサポplus）

ミラサポplus 中小企業向け
補助金・総合支援サイト

補助金の公募事務局の検索は、
「ミラサポplus」からご確認いただけます。

ミラサポ で検索！

ミラサポplus HP 画面イメージ

事業再構築補助金

ものづくり補助金

IT導入補助金

小規模事業者持続化補助金

コロナ禍でお困りの事業者の方に

事業再構築補助金



中小企業等の新分野展開、業態転換、業種転換等の思い切った「事業再構築」の挑戦をサポートします。

たとえば、こんな時に

コロナ禍の影響によって売上が減少した

新分野展開

業態転換

事業・業種転換等したい

事業再構築補助金とは

公式サイトで詳細を確認

生産性の向上に取り組む事業者の方に

ものづくり補助金



ものづくりやサービスの新事業を創出するために、革新的な設備投資やサービスの開発、試作品の開発などをサポートします。

たとえば、こんな時に

新事業

生産ラインの強化

サービスの向上

ものづくり補助金とは

公式サイトで詳細を確認

ITサービスを活用したい事業者の方に

IT導入補助金



日々の業務の効率化や自動化のためのITツールの導入をサポートします。

たとえば、こんな時に

ITを利用した経営状況の見える化

ITを利用した効率化

ITを利用した働き方改革

IT導入補助金とは

公式サイトで詳細を確認

販路開拓をしたい事業者の方に

小規模事業者持続化補助金



小規模事業者が作成した経営計画に基づいて行う販路開拓の取組をサポートします。

たとえば、こんな時に

Webサイトの作成

販促

展示会出品

公式サイトで詳細を確認



補助金活用のリアルストーリー
支援機関とともに

補助金活用事例もご覧いただけます

（出典）ミラサポplus HP

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課

中小企業庁長官官房 総務課

令和5年度補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的

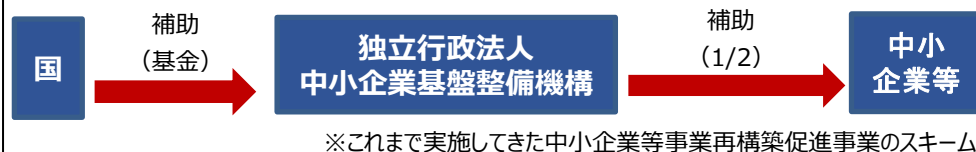
中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



枠	補助上限額	補助率
省力化投資枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6~20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、 () 内の値に補助上限額を 引き上げ	1/2

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 2,000億円

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等
		申請類型	補助上限額		補助率	
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠		750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	
	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3	
		成長分野進出類型 (DX・GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)		2/3	
	③グローバル枠		3,000万円(4,000万円)		中小：1/2、小規模：2/3	
	⇒大幅賃上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナウイルス回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。					
持続化補助金	①通常枠、②資金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠		①：50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）		2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
	⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。①～⑤の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。					
IT導入補助金	通常枠		ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下		1/2	
	複数社連携IT導入枠		①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円		①インボイス対応類型と同様 ②2/3	
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円		【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2	
		電子取引類型	～350万円		中小企業：2/3 大企業：1/2	
	セキュリティ対策推進枠		5万円～100万円		1/2	
	事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円		1/2～2/3
専門家活用枠		①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円		1/2～2/3	
廃業・再チャレンジ枠			～150万円		1/2～2/3	

成果目標

- それぞれ以下の達成を目指す。
- 【ものづくり補助金】
 - ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
 - ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上
 - 【持続化補助金】
 - ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上
 - 【IT導入補助金】
 - ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること
 - 【事業承継・引継ぎ補助金】
 - ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

「IT導入補助金2024」の概要（令和5年度補正）

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。

2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。
相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象を含む。

3. 補助額・補助率

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

中小企業等経営強化税制

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%）のいずれかの適用を認める措置。
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<u>生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備</u>	工業会等	機械装置（160万円以上）	・<u>生産等設備</u>を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・<u>国内への投資</u>であること ・<u>中古資産・貸付資産でないこと等</u>
収益力強化設備 (B類型)	<u>投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備</u>	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
デジタル化設備 (C類型)	<u>可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備</u>		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備</u>		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。

また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除きます。

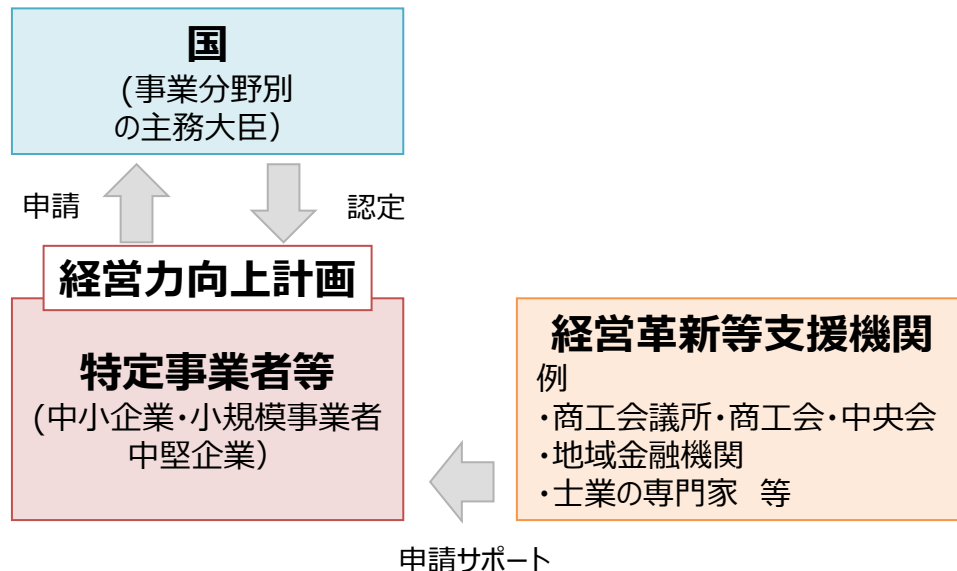
※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定

- 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができる。

制度概要・スキーム

1. 制度の利用を検討
(税制措置、法的支援、金融支援)
2. 経営力向上計画の策定
3. 経営力向上計画の申請・認定
4. 経営力向上計画の開始、取組の実行



支援措置

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により 税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択
- 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減及び準備金の積立（損金算入）による法人税の軽減
- 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

（資料）中小企業庁HPより生活製品課作成

賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

● 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乘せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5 % 上乘せ	35%
	+ 4 %	15%					
	+ 5 %	20%					
	+ 7 %	25%					

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%	+ 20%	5 % 上乘せ	30%
+ 4 %	25%			
—	—			
—	—			

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5 % 上乘せ	35%
	+ 4 %	25%					

中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5 %	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5 % 上乘せ	45%
	+ 2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5%	15%	+ 10%	10% 上乘せ	40%
+ 2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

くるみん認定・えるぼし認定の概要

- くるみん認定、えるぼし認定を受けた企業は、**認定マークを商品や求人票などに付すことができ、企業の両立支援や女性活躍の取組について、学生をはじめとした求職者に対するPRが可能。**

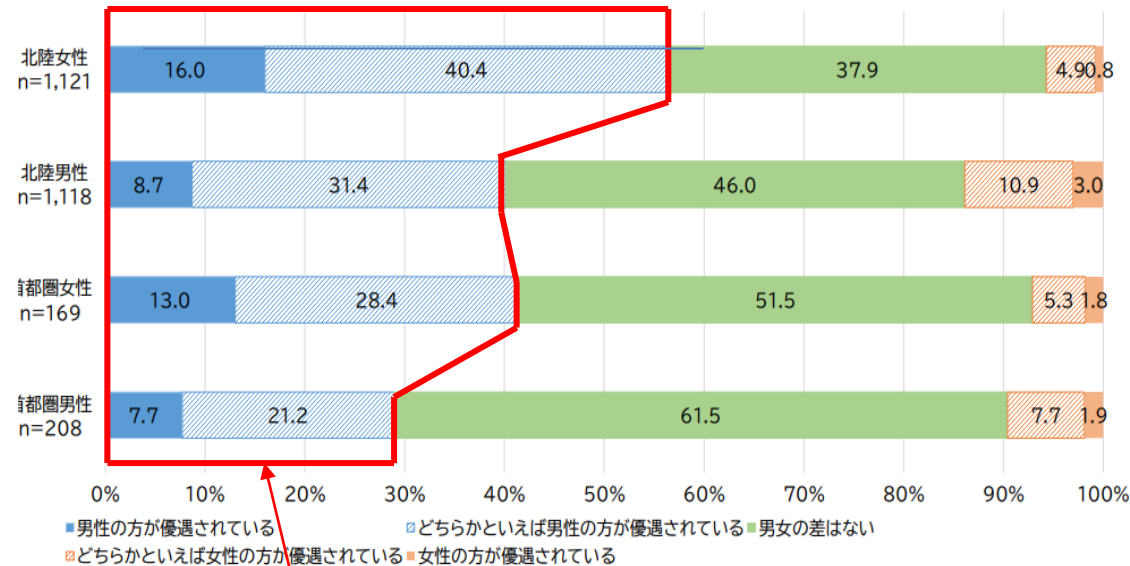
	くるみん認定 	えるぼし認定 
根拠法	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、認定制度	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、認定制度
行動計画の内容	①労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備 (項目例) ・法定を上回る育休制度の導入 ・短時間勤務制度の導入 ・事業所内保育施設の設置・運営 等 両立支援制度や取組の導入	①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の公表 (項目例) ・女性管理職の割合 ・男女別育児休業取得率 ・有給休暇取得率 等 女性活躍推進の数値実績を公表
認定要件	・行動計画は都道府県労働局に提出 ・行動計画の達成など一定の基準を満たした場合、申請によって認定取得	・行動計画は都道府県労働局に提出 ・女性活躍状況に関する実績が優良（所定の基準を満たす）な場合、申請によって認定取得

（資料）厚生労働省HPより経産省作成

(参考) 北陸経済連合会 女性の就業意識に関する実態調査結果・「北陸企業への提言」

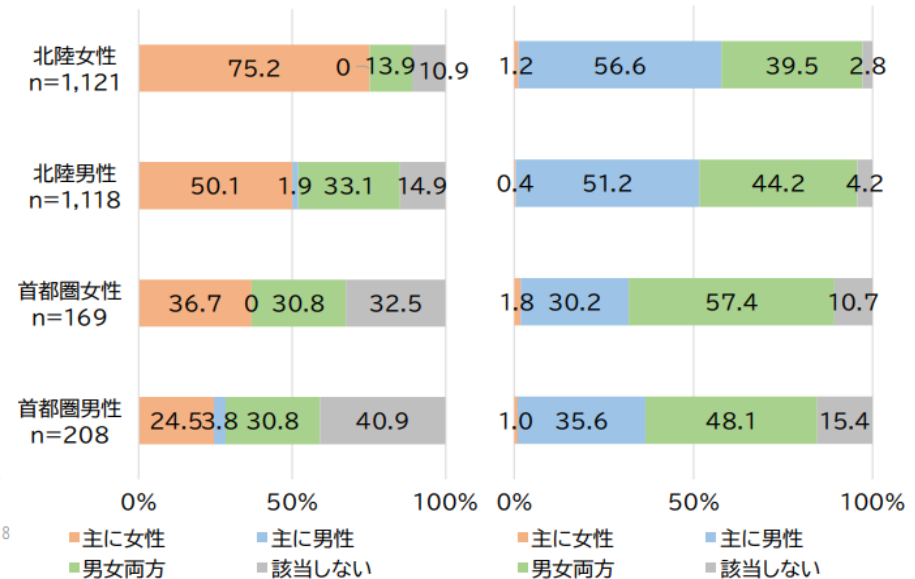
- 北陸経済連合会による調査結果によると、庶務や重要な仕事の経験等、勤務先における性別に基づく役割分担の偏りについては、北陸女性が最も強く感じている。
- 同調査結果に基づき、北陸経済連合会による提言では、女性がキャリアアップできる可能性を示すことは、北陸企業が女性から選ばれる可能性を高めるため、①女性のキャリアアップの可能性を示す、②管理職の働き方を見直す、③経営トップがコミットメントを高める、④変革していく自社の姿を、社内外にアピールすることが重要との指摘がなされている。
- ⇒人材確保の観点からも仕事と子育ての両立や女性活躍支援が効果的。

性別による待遇の違い

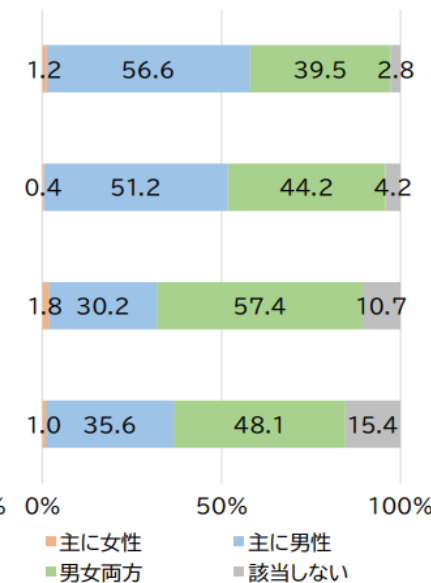


男性の方が優遇されていると答える

来客対応、お茶出し、お菓子配りなどの庶務を誰が担っているか



重要な仕事



(参考) 女性活躍・両立支援の情報公開による人材確保

- 一般事業主行動計画の外部への公表や自社の女性活躍に関する情報公開を行う際は、厚生労働省が運営するWEBサイト「女性の活躍推進企業データベース」や「両立支援のひろば」にて情報公開を行うことで、全国の学生をはじめとした求職者や一般の方々への訴求を行うことが効果的。

女性の活躍・両立支援総合サイト (厚生労働省運営)

女性の活躍推進企業データベース



**働く場所は、
わたしが 見つける**

女性活躍推進法に基づき、
全国の企業が女性の活躍状況に関する
情報・行動計画を公表しています。

22,770社
女性従業員数
32,688人

女性活躍推進法で義務付けられている

- ▶ 一般事業主行動計画
- ▶ 自社の女性活躍に関する情報
- ▶ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定の実績状況

の公表や、女性活躍推進に関する
情報収集のためのWEBサイトです。

コンテンツのご紹介

- ☑ 行動計画策定のヒントに
・一般事業主行動計画の策定例
・行動計画策定ツール
- ☑ 自社の情報公表をする前にはこちらをチェック
・データベース入力操作マニュアル
・データベース入力準備シート
- ☑ オープンデータダウンロード
・CSV形式で最新のデータをダウンロード可能

両立支援のひろば



次世代法に基づく、
一般事業主行動計画を公表しましょう!

次世代育成支援対策推進法による公表

- ▶ 一般事業主行動計画
- ▶ 次世代育成支援対策の実施状況 (プラチナくるみん認定企業)
- ▶ 男女の育児休業等取得率 (くるみん認定基準)

育児・介護休業法による公表

- ▶ 男性の育児休業等取得率 (2023年4月～従業員1000人超企業)

仕事と家庭の両立に関する情報収集のための
WEBサイトです。

コンテンツのご紹介

- ☑ 両立診断サイト
・自社の両立支援の取組状況をチェック、結果を踏まえ一般事業主行動計画を策定
- ☑ Q&A集
・育児・介護休業法
・育児休業の取得
・ハラスメントの防止など

↓ HP (学生・求職者向け「データを見るとききのポイント!」ページ)

データの見るとききのポイント!

14項目すべて表示している「データ公開」マークのある企業は注目しましょう。各データベースで公表されているデータは、企業自ら

◆データを見る際は、以下のようなポイントに注意してください。

- ・認定企業について：データベースの「企業認定等欄」に下記いずれかのマークがついている企業は、子育てサポート企業など、一定の基準を満たして国の認定を受けた企業等です。

認定マーク	認定基準
えるぼし認定	厚生労働省から、女性の活躍を推進している企業である認定を受けた企業です。基準を満たす項目数に応じて3段階あります。(標準は世帯年収300万円、20歳以上、18歳以上のマークです。)
プラチナえるぼし認定	女性の活躍推進に関する取組内容が特に優秀な企業を認定するマークです。
くるみん認定	厚生労働省から、「子育てサポート企業」として認定を受けた企業です。基準は、これまでに認定を受けた企業数に基づいています。
プラチナくるみん認定	くるみん認定を取得している企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の条件を満たして認定を受けた企業です。
トライくるみん認定	厚生労働省から、「子育てサポート企業」として認定を受けた企業です。基準は、これまでに認定を受けた企業数に基づいています。2022年度からスタートした新しい認定制度です。
くるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定	くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一種として2022年度から創設された認定制度で、不妊治療と仕事両立しやすい職場環境構築に取り組む企業に認定された企業です。
ダイバーシティ経営企業100選/新・ダイバーシティ経営企業100選	経営者層では、平均24歳より、多様な人材の能力を活かし、価値創造につなげている企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」を表彰。平均27歳未満からは、今後、広がりが見込まれる分野として最優秀企業を選定した「新・ダイバーシティ経営企業100選」として表彰。(2020年度終了)
ダイバーシティ経営企業100選/新・ダイバーシティ経営企業100選	経営者層では、平均24歳より、多様な人材の能力を活かし、価値創造につなげている企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」を表彰。平均27歳未満からは、今後、広がりが見込まれる分野として最優秀企業を選定した「新・ダイバーシティ経営企業100選」として表彰。(2020年度終了)

学生・求職者に対し、「くるみん」、「えるぼし」認定マークを目安として企業を選択する情報発信

事業承継税制の概要 (贈与税、相続税)

- 事業承継税制は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。

(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合に、一定の要件のもと、その非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- 平成30年度に、10年間限定の特例措置が創設され、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合を贈与税・相続税ともに100%とするなど、抜本的に拡充。
- また、平成31年度には、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設。

<法人版事業承継税制の比較>

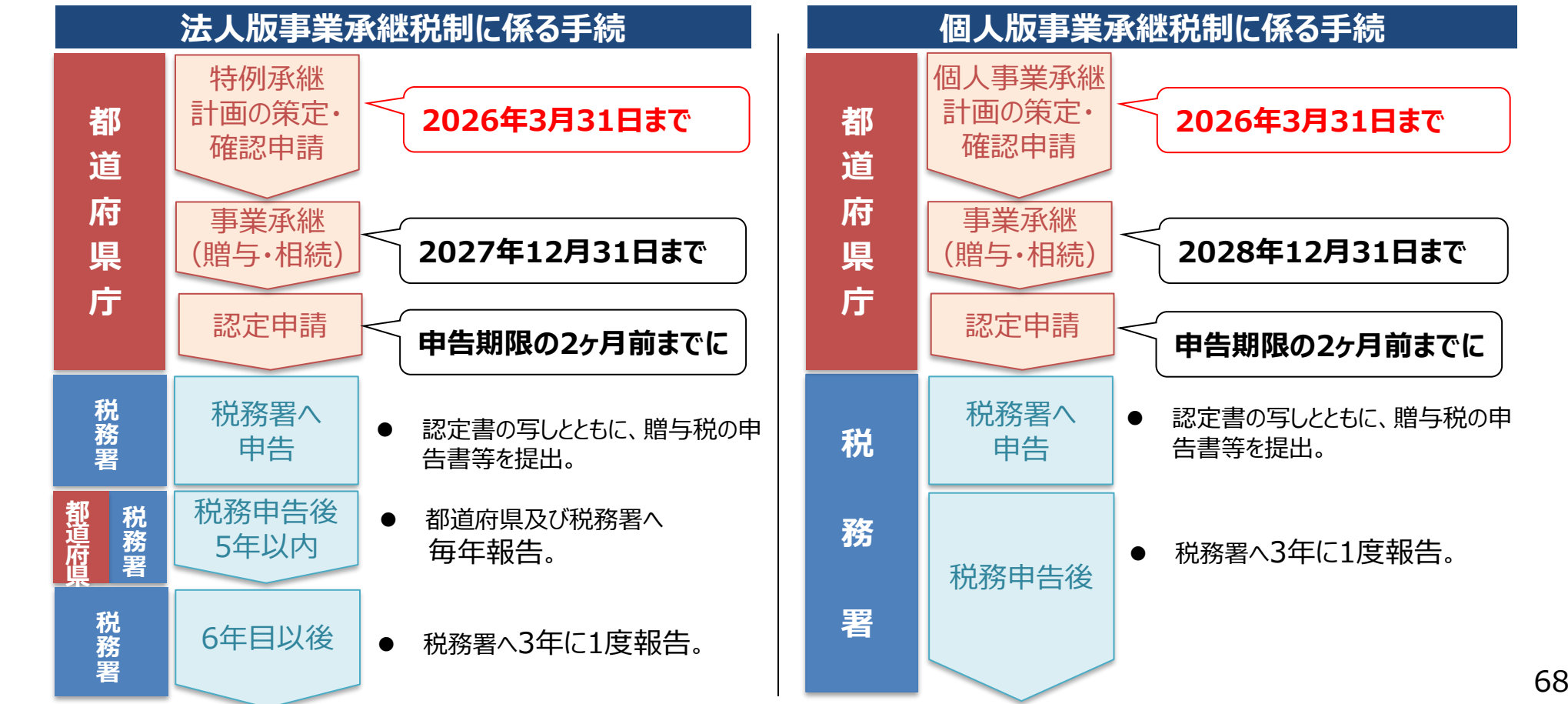
	一般措置	特例措置（時限措置）
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に
特例承継計画の 策定・確認申請期限	—	2026年3月31日まで (※令和6年度税制改正により2年延長)
事業承継の実施期限	—	2027年12月31日まで

法人版・個人版事業承継税制の延長（相続税・贈与税）

- 事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上のために、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、法人版・個人版の**特例承継計画の提出期限を2年延長**することとし、適用期限の到来に向けて、早期事業承継への支援体制の構築を図る。

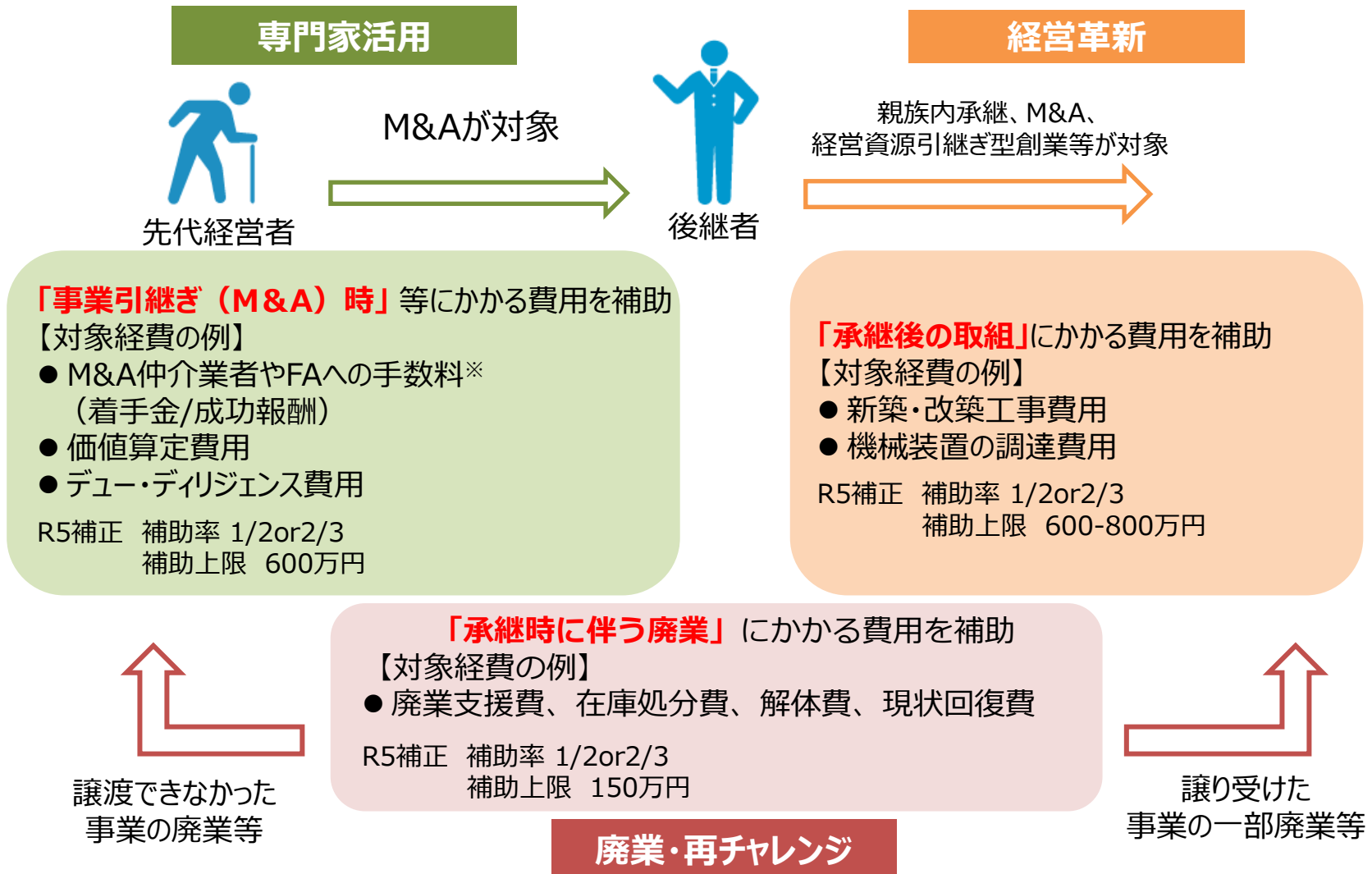
改正概要

※赤字が改正箇所
【特例承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも令和7年度末】



事業承継・引継ぎ補助金の概要

- ①事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、②M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャル・アドバイザー、デュー・ディリジェンス等）、③廃業・再チャレンジの取組を支援。



中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長 (中堅・中小グループ化税制)

拡充・延長

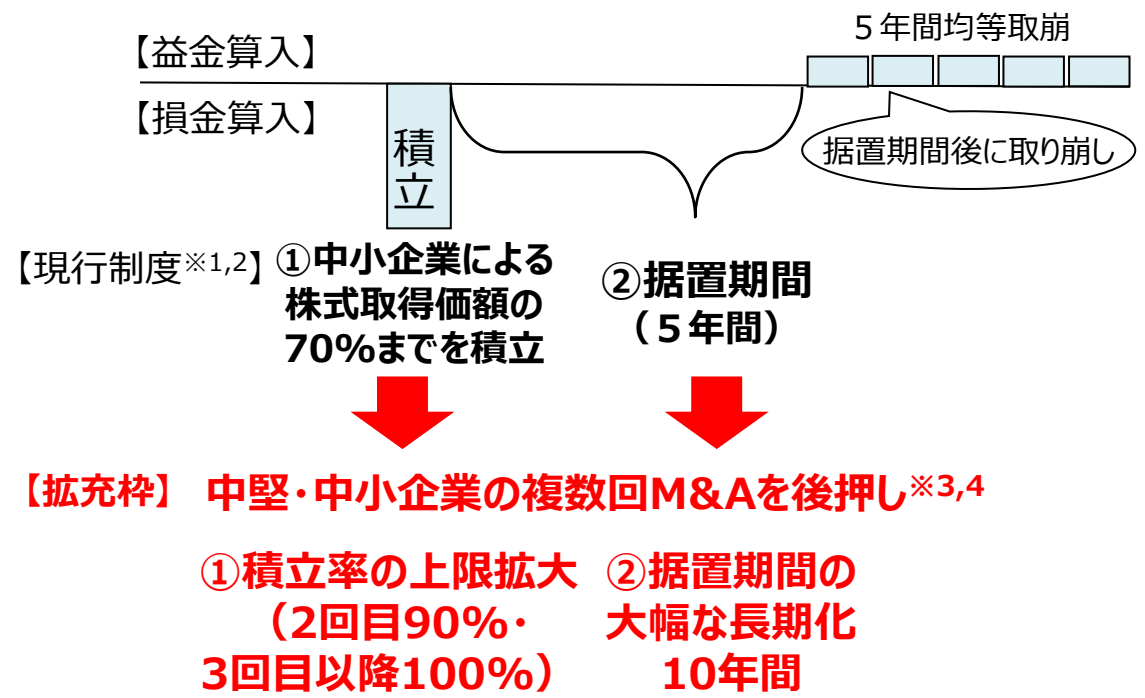
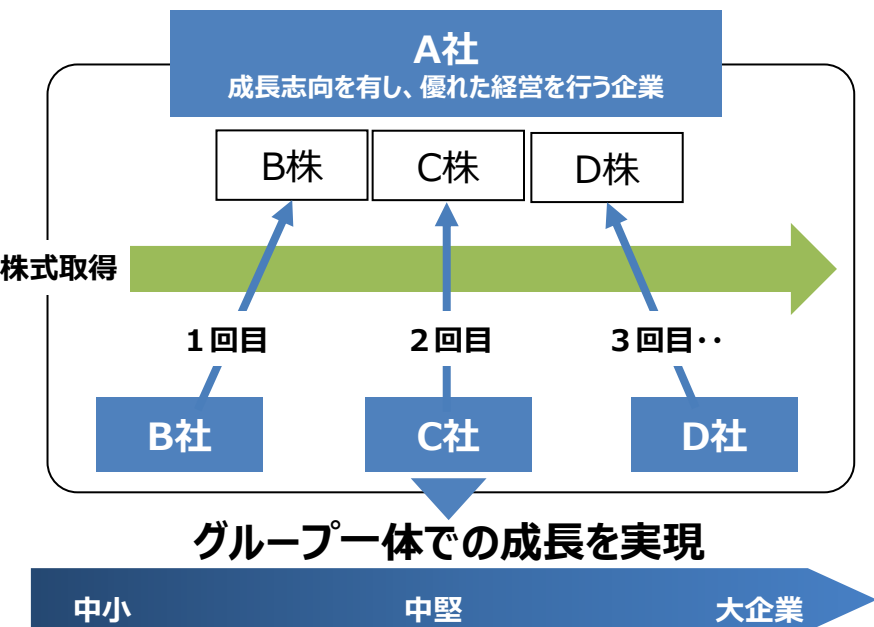
(法人税・法人住民税・事業税)

- 成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって飛躍的な成長を遂げることが期待される中、グループ化に向けて複数回のM&Aを実施する場合、簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクが課題。
- こうしたリスクも踏まえ、現行の中小企業事業再編投資損失準備金を拡充・延長し、中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回M&Aを集中的に後押しするため積立率や据置期間を深掘りする新たな枠を創設する。

改正概要

※赤字が改正箇所 【適用期限：令和8年度末】

<グループ化に向けた複数回のM&A>

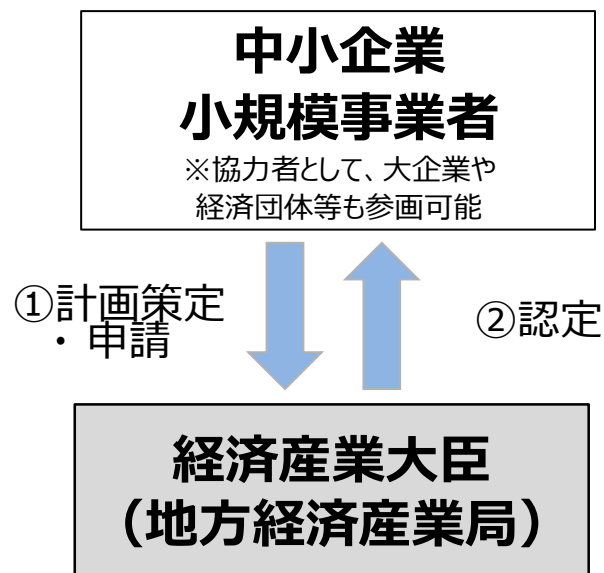


※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）。
※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

事業継続力強化計画について

- 中小企業のBCP策定を促進するため、中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。認定事業者は、税制措置や金融支援等の支援策の活用が可能。
- 令和元年7月の制度開設以来、認定は延べ6万件を超える。（令和5年12月末時点）

計画認定スキーム



【計画の種類】

■ 事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が単独、または、協力者の協力の下で実施する計画

■ 連携事業継続力強化計画

2者以上の中小企業者・小規模事業者が他の中小企業等や大企業や経済団体等と連携の下で実施する計画

事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する支援

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置



【事業継続力強化計画（中小企業庁HP）】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

中小企業防災・減災投資促進税制

- 自然災害等への対策を強化するため、事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受けた中小企業者が、認定後1年以内に予定していた設備導入を行った場合に、特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%）を適用できる。

○**対象者**：令和7年3月31日までに「事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者

○**支援措置**：特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%）

○**対象設備**：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする事業継続力の強化に特に資する以下の設備



減価償却資産の種類 (取得価額要件)

対象となるものの用途又は細目

機械及び装置
(100万円以上)

自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

器具及び備品
(30万円以上)

自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ

建物附属設備
(60万円以上)

自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)



物流効率化に向けた先進的な実証事業

令和5年度補正予算額 **55億円**

商務・サービスグループ

消費・流通政策課

／物流企画室

事業の内容

事業目的

我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、「物流の2024年問題」のみならず、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫る。

物流の2024年問題を乗り越え、社会インフラである物流を維持するためには、荷主企業の行動変容が重要。

『即効性のある設備投資の促進』を加速化させるために先進的な実証事業を行うことで、物流の投資効果を明らかにし、荷主企業の投資意欲を喚起するとともに、本実証の成果の積極的な横展開を行う。また、ラストワンマイル配送の省力化に向けた先進的な実証も行う。

事業概要

(1) 荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業

荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じて、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行う。

(2) 自動配送ロボット導入促進実証事業

公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



(1) 補助率：中堅企業1/2、中小企業2/3

(2) 補助率：大企業・中堅企業1/3、中小企業2/3

成果目標

本実証事業を通じ、『即効性のある設備投資の促進』を加速化させ、「物流の2024年問題」及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消に寄与する。

荷主による物流効率化に向けた対策の例

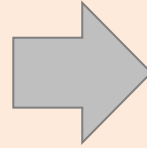
○パレット化による荷役時間の削減

繊維業界の場合、反物を積載できるラック型のパレット輸送を導入することで、時間短縮（出荷・荷卸し時の作業時間を削減）、労働負荷を軽減し、積載効率を高めることが可能。

【バラ積み・バラ降ろし】



バラ積み・バラ降ろし
2～2.5時間/車



【パレット化】

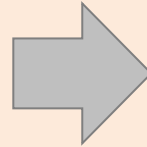


フォークリフト作業
20～30分/車

出典：東洋運輸株式会社

○バス予約システムの導入による荷待ち時間の削減

① 事前に到着時間を予約



② 待ち時間なしで荷積み・荷卸し



事業再構築補助金（第12回公募）の概要

成長分野進出枠		コロナ回復加速化枠		サプライチェーン 強靱化枠	
通常類型	GX進出類型	通常類型	最低賃金類型		
対象	- ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者 - 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者	今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者	コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者	ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者
補助上限	3,000万円 (※4,000万円) ※短期に大規模賃上げを行う場合 (従業員30人の場合)	中小：5,000万円 (※6,000万円) 中堅：1億円 (※1.5億円) ※短期に大規模賃上げを行う場合	2,000万円	1,500万円	3億円 (※5億円) ※建物費を含む場合
補助率	- 中小企業1/2 (※2/3) - 中堅企業1/3 (※1/2) ※短期に大規模賃上げを行う場合	- 中小企業1/2 (※2/3) - 中堅企業1/3 (※1/2) ※短期に大規模賃上げを行う場合	- 中小企業2/3 - 中堅企業1/2	- 中小企業3/4 (一部2/3) - 中堅企業2/3 (一部1/2)	- 中小企業1/2 - 中堅企業1/3
対象経費	●建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝費・販売促進費、研修費、廃業費 ※廃業費は成長分野促進枠（通常類型）のみ				●建物費、機械装置・システム構築費
- 卒業促進上乗せ措置：企業規模の拡大（中堅企業・大企業等への成長）を目指す事業者を支援 - 中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置：3～5年の間に、より大規模な賃上げを目指す事業者を支援					

事業再構築補助金 サプライチェーン強靱化枠

- 国内サプライチェーンの強靱化の観点から、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援を重点化。

サプライチェーン強靱化枠の対象となる事業者

- 必須要件（Aについては「国内回帰」または「地域サプライチェーン維持・強靱化」に限る。Cについては付加価値額の年平均成長率5.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと
- ① 取引先から**国内での生産（増産）要請**があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）
 - ② **取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※1）に属していること**
 - ③ 下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1)経済産業省が公開する**DX推進指標を活用し、自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出**していること。
 - (2)IPAが実施する「**SECURITY ACTION**」の「**★★ 二つ星**」の**宣言を行**っていること。
 - ④ 下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1)交付決定時点で、**設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと**。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
 - (2)事業終了後、事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間に**給与支給総額を年平均成長率2%以上増加**させる取組であること
 - ⑤ 「**パートナーシップ構築宣言**」ポータルサイトにて、**宣言を公表**していること。

※1 業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態であることについて、客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。第11回公募までに公表された業種・業態は引き続き対象となります。

補助上限額・補助率

補助上限額	補助率
3億円 ※建物費を含む場合は5億円	中小 1/2 、 中堅 1/3

省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **300億円** ※令和5年度補正予算額250億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和5年度補正予算額910億円

事業の内容

事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内）
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- (2) 補助率：1/2以内
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

- 工場全体の省エネ（Ⅰ）、一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの累計で企業の投資を後押し。

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
（Ⅰ） 工場・事業場型 ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） 生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費・設計費・工事費	中小企業等 1／2 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 2／3 以内) 大企業・その他 1／3 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 1／2 以内)	【上限】15億円/年度 (非化石転換は20億円/年度) 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円(非化石転換は40億円)
（Ⅱ） 電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)	設備費 (電化の場合は付帯設備も対象)	1／2 以内	【上限】3億円 (電化の場合5億円) 【下限】30万円
（Ⅲ） 設備単位型 ※従来のC類型（指定設備導入事業） より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1／3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円

上記に加え、「（Ⅳ）エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➡ いずれの類型も、複数年の投資計画に対応

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和5年度補正予算額 **21億円**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しすることを目的とする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各民間企業等の専門人材の育成等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業等が低コストで省エネ診断を活用し、省エネの専門家からの設備投資や運用改善に関する提案を受けることにより、中小企業等における省エネの取組を後押しし、本事業による効果も含めて、最終的に令和12年度の省エネ効果239万klに寄与することを目指す。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和6年度予算額 9.9億円（8.0億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化に係る相談窓口である地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行う。

事業概要

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業（補助金）
中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、AI・IoT等を活用した運用改善や再エネ導入等提案に係る経費の一部を国が支援する。また、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣も実施する。

（２）地域エネルギー利用最適化取組支援事業（補助金）
省エネのみならず再エネ導入等も含むエネルギー利用最適化に向け、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

（３）専門人材拡大に向けた調査分析事業（委託費）
中小企業向けに省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業



（２）地域エネルギー利用最適化取組支援事業



（３）専門人材拡大に向けた調査分析事業



成果目標

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万klを目指す。

省エネ診断

- 専門家による省エネ診断への支援を強化。
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、省エネ補助金の加点措置を行っており、診断から設備支援まで、一体とした支援を実施。



カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく**生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却の措置（注1）**する。

注1）措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定をに受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等 （注2）	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外 の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

注2）中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。

※これまでのCN投資促進税制で措置されていた大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備（「需要開拓商品生産設備」）に係る税制措置は2024年度から廃止となりました。

